

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）

	ページ
大分類 A - 管理的職業従事者	1
大分類 F - 保安職業従事者	6
大分類 G - 農林漁業作業者	9
大分類 - 輸送・定置・建設機械運転従事者	14
大分類 J - 建設・採掘作業者	29

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（A 管理的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
<p style="text-align: center;">A 管理的職業従事者</p> <p>事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行関係の樹立・作業の監督・統制など、専ら経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。</p> <p>ただし、経営又は管理に従事するものであっても次の仕事に従事するものはそれぞれ該当する項目に分類される。</p> <p>(1) 経営・管理以外の仕事に直接従事する事業主・支配人・管理職員は、他の大分類のそれぞれ該当する項目に分類される。</p> <p>(2) 校長・病院長・診療所長・歯科医院長・歯科診療所長・研究所長・裁判所長・検事総長・検事長・検事正・公正取引委員会審査長・特許庁審判長・海難審判所審判長は大分類〔B 専門的・技術的職業従事者〕に分類される。</p> <p>(3) 自衛官・警察官・海上保安官・消防員は大分類〔F 保安職業従事者〕に分類される。</p> <p style="text-align: center;">01 管理的公務員</p> <p>国又は地方公共団体における課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するもの及び議会議員として立法関係の仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、<u>独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、特殊法人</u>において管理的業務に従事するものは中分類〔02及び03〕に分類される。</p> <p>011 議会議員</p> <p>国会又は地方議会の議員として、国民又は地域住民を代表して、法律案・条例案・予算案等について審議・採決等を行う仕事に従事するものをいう。衆議院議長；参議院議長；衆議院議員；参議院議員；都道府県議会議員；都道府県議会議員；市区町村議会議員；市区町村議会議員</p> <p>012 管理的国家公務員</p> <p>国の課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。</p> <p>内閣総理大臣；国務大臣；会計検査官；人事官；内閣法制局長官；内閣官房副長官；内閣参事官；<u>副大臣；大臣政務官；事務次官；官房長；官房審議官；各省庁の局・部・課・所長；地方支分部局の局・部・課・所長；森林管理署長・部長・課長；国家公安委員会委員；公正取引委員会委員；宮内庁長</u></p>	<p style="text-align: center;">B 管理的職業従事者</p> <p>事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行関係の樹立・作業の監督・統制など、専ら経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営管理に従事するものをいう。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。</p> <p>ただし、経営又は管理に従事するものであっても次の仕事に従事するものはそれぞれ該当する項目に分類される。</p> <p>(1) 経営管理以外の仕事に直接従事する事業主・支配人・管理職員は、<u>大分類〔C 事務従事者〕</u>以外のそれぞれ該当する項目に分類される。</p> <p>(2) 校長・病院長・診療所長・歯科医院長・歯科診療所長・研究所長・裁判所長・検事総長・検事長・検事正・公正取引委員会審査長・特許庁審判長・海難審判庁審判長は大分類〔A 専門的・技術的職業従事者〕に分類される。</p> <p>(3) 自衛官・警察官・海上保安官・消防員は大分類〔F 保安職業従事者〕に分類される。</p> <p style="text-align: center;">21 管理的公務員</p> <p>国又は地方公共団体における課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するもの及び議会議員として立法関係の仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、<u>公団・公庫・営団などの、特殊法人</u>において管理的業務に従事するものは中分類〔22及び23〕に分類される。</p> <p>211 議会議員</p> <p>国会又は地方議会の議員として、国民又は地域住民を代表して、法律案・条例案・予算案等について審議・採決等を行う仕事に従事するものをいう。衆議院議長；参議院議長；衆議院議員；参議院議員；都道府県議会議員；都道府県議会議員；市区町村議会議員；市区町村議会議員</p> <p>212 管理的国家公務員</p> <p>国の課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。</p> <p>内閣総理大臣；国務大臣；会計検査官；人事官；内閣法制局長官；内閣官房副長官；内閣参事官；<u>政務次官；事務次官；官房長；官房審議官；各省庁の局・部・課・所長；地方支分部局の局・部・課・所長；郵便局の局長・副局長・部長・課長；営林署長；印刷局長・部長・課長；国営の工場長；国家</u></p>	<p>大分類項目の配列の変更による</p> <p>平仄の統一</p> <p>平仄の統一 事務代行などの仕事に直接従事する事業主等が存在することから変更</p> <p>組織改編による。</p> <p>大分類項目の配列の変更に伴う番号の変更</p> <p>特殊法人が減少し民営化、独法化していることから変更</p> <p>国会審議の活性化及び政治政策システムの確立に関する法律（平成11年法律第116号）の施行に伴い変更 郵政民営化法（平成17年法律第97号）等関係法令の</p>

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（A 管理的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<p>官；侍従長；女官長；東宮大夫；東宮侍従長；東宮女官長；式部長官；大使；公使；衆・参議院事務総長；最高裁判所の事務総長、事務次長及び局・課・所長；下級裁判所の<u>裁判部長・事務局長</u>・課長；刑務所長</p> <p>×衆議院常任委員会専門員〔249〕</p> <p>013 管理的地方公務員 地方公共団体の課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。 知事；副知事；<u>会計管理者（都道府県）</u>；支庁長；教育長；市長；町長；村長；<u>副市町村長</u>；<u>会計管理者（市町村）</u>；自治体区長；公民館長（自治体のもの）；教育委員；都道府県公安委員会委員；各地方公共団体の局・部・所・課・署・庁・室・場長；選挙管理委員；監査委員；駅長・区長（公営鉄道） ×助役（駅）〔301〕</p> <p>02 会社・団体等役員 会社・<u>独立行政法人</u>・<u>国立大学法人</u>・<u>地方独立行政法人</u>・特殊法人・公益法人・組合などの法人・団体の業務の方針決定・執行・監督の仕事に従事するものをいう。</p> <p>021 会社役員 株式会社（<u>有限会社</u>を含む）・合資会社・合名会社の業務運営に関する重要事項の決定、業務の執行・監査の仕事に従事するものをいう。保険業法によって設立された相互会社の役員も含まれる。 ただし、特殊会社の役員は小分類〔022〕に分類される。 また、執行役については本分類に含まれるが、<u>執行役員（取締役等の会社役員が兼務しているものを除く）</u>については、小分類〔031〕に分類される。 会社会長；会社社長；会社副社長；会社専務取締役；会社常務取締役；会社相談役；会社監査役；会社監事；会社取締役；<u>会社執行役</u>；会社重役；合名会社代表社員（業務執行委員）；相互会社社長；会社工場長（取締役）；会社副工場長（取締役）；会社部長（取締役）；合資会社無限責任代表社員；会社顧問；銀行頭取；銀行重役；銀行顧問；会社支店長（取締役） ×<u>独立行政法人役員（理事長・理事・監事）</u>〔022〕；<u>国立大学法人役員（理事・監事）</u>〔022〕；<u>地方独立行政法人役員（理事長・副理事長・理事・監事）</u></p>	<p>公安委員会委員；公正取引委員会委員；宮内庁長官；侍従長；女官長；東宮大夫；東宮侍従長；東宮女官長；式部長官；大使；公使；衆・参議院事務総長；最高裁判所の事務総長、事務次長及び局・課・所長；下級裁判所の<u>局</u>・課長；刑務所長</p> <p>×衆議院常任委員会専門員〔209〕</p> <p>213 管理的地方公務員 地方公共団体の課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。 知事；副知事；<u>出納長</u>；<u>副出納長</u>；支庁長；教育長；市長；町長；村長；<u>市町村助役</u>；<u>収入役</u>；<u>副収入役</u>；自治体区長；公民館長（自治体のもの）；教育委員；都道府県公安委員会委員；各地方公共団体の局・部・所・課・署・庁・室・場長；選挙管理委員；監査委員；駅長・区長（公営鉄道） ×助役（駅）〔301〕</p> <p>22 会社・団体等役員 会社・公益法人・組合・特殊法人などの法人・団体の業務の方針決定・執行・監督の仕事に従事するものをいう。</p> <p>221 会社役員 株式会社・<u>有限会社</u>・合資会社・合名会社の業務運営に関する重要事項の決定、業務の執行・監査の仕事に従事するものをいう。保険業法によって設立された相互会社の役員も含まれる。 ただし、特殊会社の役員は小分類〔222〕に分類される。 会社会長；会社社長；会社副社長；会社専務取締役；会社常務取締役；会社相談役；会社監査役；会社監事；会社取締役；会社重役；合名会社代表社員（業務執行委員）；相互会社社長；会社工場長（取締役）；会社副工場長（取締役）；会社部長（取締役）；合資会社無限責任代表社員；会社顧問；銀行頭取；銀行重役；銀行顧問；会社支店長（取締役） ×特殊会社役員（会長・社長・副社長・取締役）〔222〕</p>	<p>施行に伴い削除。改組に伴う名称変更（営林署長）。独立行政法人化に伴い削除（印刷局長） 現存する国営工場はないと考えられることから削除。 例示を分かりやすくするため変更（下級裁判所）</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）の施行に伴う内容例示の変更</p> <p>大分類項目の配列の変更に伴う番号の変更 特殊法人が減少し民営化、独法化していること及び小分類項目の並び順にあわせて説明文を変更</p> <p>会社法施行に伴い有限会社法が廃止されたことによる。</p> <p>執行役、執行役員の位置付けを明確するために説明文を追加</p> <p>小分類〔222〕の変更に伴い×例示を変更</p>

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（A 管理的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<p><u>[022]; 特殊会社役員（会長・社長・副社長・取締役）[022]; 会社執行役員（取締役等の会社役員が兼務しているものを除く）[031]</u></p> <p><u>022 独立行政法人等役員</u> <u>独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、特殊法人などの業務運営に関する重要事項の決定、業務の執行・監査の仕事に従事するものをいう。</u> ただし、<u>特殊法人から民間法人化された法人の役員は小分類〔029〕に分類される。</u> <u>独立行政法人役員（理事長・理事・監事）; 国立大学法人役員（理事・監事）; 地方独立行政法人役員（理事長・副理事長・理事・監事）; 日本銀行役員（総裁・副総裁・監事・理事・参与）; 公庫役員（総裁・理事長・副総裁・副理事長・理事・監事）; 特殊会社役員（会長・社長・副社長・取締役）</u></p> <p><u>029 その他の法人・団体役員</u> <u>公益法人・組合など他に分類されない法人・団体の業務の方針決定・執行・監督の仕事に従事するものをいう。</u> <u>医療法人役員; 宗教法人役員; 学校法人役員; 社会福祉法人役員; 消費生活協同組合役員; 消費生活協同組合連合会役員; 農業協同組合役員; 都道府県農業協同組合連合会役員; 全国農業協同組合中央会役員; 漁業協同組合役員; 漁業生産組合役員; 漁業協同組合連合会役員; 水産加工業協同組合役員; 水産加工業協同組合連合会役員; 経済団体連合会役員; 輸出水産業組合役員; 森林組合役員; 森林組合連合会役員; 商工組合役員; 商工組合連合会役員; 企業組合役員; 事業協同組合役員; 火災共済協同組合役員; 信用協同組合役員; 協同組合連合会役員; 都道府県中小企業団体中央会役員; 全国中小企業団体中央会役員; 内航海運組合役員; 内航海運組合総連合会役員; ゆうちよ財団役員; 地区たばこ耕作組合役員; たばこ耕作組合連合会役員; たばこ耕作組合中央会役員; 輸出組合役員; 納税貯蓄組合役員; 酒類業組合役員; 信用金庫役員; 信用金庫連合会役員; 労働金庫役員; 労働金庫連合会役員; 土地区画整理組合役員; 水害予防組合役員; 健康保険組合役員; 国民健康保険組合役員; 農業共済組合役員; 農業共済組合連合会役員; 公務員共済組合役員; 労働組合役員; 政党本部役員; 生活衛生同業組合役員; 公立学校共済組合役員; 地方住宅供給公社役員; 地方道路公社役員; 土地開発公社役員; 法人でない団体役員</u></p>	<p><u>222 特殊法人役員</u> <u>公団・事業団・公庫・金庫・営団・特殊会社などの特殊法人の業務運営に関する重要事項の決定、業務の執行・監査の仕事に従事するものをいう。</u> ただし、<u>民間法人化された特殊法人の役員は小分類〔229〕に分類される。</u></p> <p><u>公団役員（総裁・理事長・副総裁・副理事長・理事・監事）; 事業団役員（総裁・理事長・副総裁・副理事長・理事・監事）; 公庫役員（総裁・理事長・副総裁・副理事長・理事・監事）; 特殊会社役員（会長・社長・副社長・取締役）</u></p> <p><u>229 その他の法人・団体役員</u> <u>公益法人・組合など他に分類されない法人・団体の業務の方針決定・執行・監督の仕事に従事するものをいう。</u> <u>医療法人役員; 宗教法人役員; 学校法人役員; 社会福祉法人役員; 消費生活協同組合役員; 消費生活協同組合連合会役員; 農業協同組合役員; 都道府県農業協同組合連合会役員; 全国農業協同組合中央会役員; 漁業協同組合役員; 漁業生産組合役員; 漁業協同組合連合会役員; 水産加工業協同組合役員; 水産加工業協同組合連合会役員; 経済団体連合会役員; 輸出水産業組合役員; 森林組合役員; 森林組合連合会役員; 商工組合役員; 商工組合連合会役員; 企業組合役員; 事業協同組合役員; 火災共済協同組合役員; 信用協同組合役員; 協同組合連合会役員; 都道府県中小企業団体中央会役員; 全国中小企業団体中央会役員; 住宅組合役員; 貸家組合役員; 貸家組合連合会役員; 内航海運組合役員; 内航海運組合連合会役員; 地区塩業組合役員; 郵便貯金振興会役員; 塩業組合連合会役員; 塩業組合中央会役員; 地区たばこ耕作組合役員; たばこ耕作組合連合会役員; たばこ耕作組合中央会役員; 輸出組合役員; 納税貯蓄組合役員; 国民貯蓄組合役員; 酒類業組合役員; 信用金庫役員; 信用金庫連合会役員; 労働金庫役員; 労働金庫連合会役員; 土地区画整理組合役員; 水害予防組合役員; 健康保険組合役員; 国民健康保険組合役員; 農業共済組合役員; 農業共済組合連合会役員; 公務員共済組合役員; 労働組合役員; 政党本部役員; 環境衛生同業組合役員; 公立学校共済組合役員; 地方住宅供給公社役員; 地方道路公社役員; 土地開発公社役員; 法人でない団体役員</u></p>	<p>執行役員の位置付け明確するために×例示を追加</p> <p>特殊法人が減少し民営化、独法化していることから項目名、説明及び内容例示を独立行政法人等に合わせて変更</p> <p>記載内容を明確にするために変更</p> <p>日本銀行役員については、特殊法人に準じるものとして内容例示に追加</p> <p>根拠法令の廃止などにより現存する法人がほとんどないと思われることから削除 郵政民営化に伴う名称変更（ゆうちょ財団）</p> <p>根拠法令の廃止などにより現存する法人がほとんどないと思われることから削除</p> <p>根拠法令の廃止等に伴い名称変更</p>

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（A 管理的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<p style="text-align: center;">03 会社・団体等管理職員</p> <p>会社・<u>独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人</u>・特殊法人・公益法人・組合などの法人・団体における課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、会社・団体等の役員は中分類〔02〕に分類される。</p> <p>031 会社管理職員</p> <p>会社において、課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、<u>独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人・特殊法人</u>の管理職員は小分類〔032〕に分類される。</p> <p><u>会社執行役員（取締役等の会社役員が兼務しているものを除く）</u>・会社部長・部次長・課長；営業所長；支社長；支店長；工場長；駅長・区長（民営鉄道）</p> <p>×会社部長（取締役）〔021〕；特殊会社役員（会長・社長・副社長・取締役）〔022〕；特殊会社部長・課長〔032〕</p> <p>032 独立行政法人等管理職員</p> <p><u>独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人・特殊法人</u>において、課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、<u>特殊法人から民間法人化された法人</u>においてこれらの仕事に従事するものは小分類〔039〕に分類される。</p> <p><u>独立行政法人部長・課長；国立大学法人部長・課長；地方独立行政法人部長・課長；日本銀行局長・室長；金庫部長・課長；金庫部長・課長；特殊会社部長・課長；駅長・区長（特殊法人）</u></p> <p>×<u>駅長・区長（民営鉄道）</u>〔031〕</p> <p>039 その他の法人・団体管理職員</p> <p>会社、<u>独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、特殊法人</u>（民間法人化された特殊法人を除く）以外の法人・団体において、課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。</p> <p>組合部長・課長；私立学校事務長・部長・課長</p>	<p style="text-align: center;">23 会社・団体等管理職員</p> <p>会社・公益法人・組合・特殊法人などの法人・団体における課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、会社・団体等の役員は中分類〔22〕に分類される。</p> <p>231 会社管理職員</p> <p>会社において、課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、<u>特殊会社</u>の管理職員は小分類〔232〕に分類される。</p> <p>会社部長・部次長・課長；営業所長；支社長；支店長；工場長；駅長・区長（民営鉄道）</p> <p>×会社部長（取締役）〔221〕；特殊会社役員（会長・社長・副社長・取締役）〔222〕；特殊会社部長・課長〔232〕</p> <p>232 特殊法人管理職員</p> <p><u>特殊法人</u>において、課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、<u>民間法人化された特殊法人</u>においてこれらの仕事に従事するものは小分類〔239〕に分類される。</p> <p><u>公団部長・課長；事業団部長・課長；金庫部長・課長；金庫部長・課長；特殊会社部長・課長；駅長・区長（J R・営団）</u></p> <p>239 その他の法人・団体管理職員</p> <p>会社、特殊法人（民間法人化された特殊法人を除く）以外の法人・団体において、課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。</p> <p>組合部長・課長；私立学校事務長・部長・課長</p>	<p>大分類項目の配列の変更に伴う番号の変更</p> <p>特殊法人が減少し民営化、独法化していること及び小分類項目の並び順にあわせて説明文を変更</p> <p>小分類〔232〕の変更に伴い変更</p> <p>執行役員の位置付けを明確にするために内容例示を追加</p> <p>特殊法人が減少し民営化、独法化していることから項目名、説明及び内容例示を独立行政法人等に合わせて変更</p> <p>記載内容を明確にするために変更</p> <p>日本銀行局長・室長については、特殊法人に準じるものとして内容例示に追加</p> <p>J Rの一部民営化、営団の完全民営化に伴い（ ）内の変更及び×例示を追加</p> <p>特殊法人が減少し民営化、独法化していることから変更</p>

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（A 管理的職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<p style="text-align: center;">04 その他の管理的職業従事者</p> <p>個人が営む事業の経営・管理の仕事に専ら従事するものをいう。 ただし、経営・管理以外の仕事に直接従事する事業主・支配人・管理職員は、<u>他の大分類</u>のそれぞれ該当する項目に分類される。</p> <p>049 他に分類されない管理的職業従事者</p> <p>個人が営む事業の経営・管理の仕事に専ら従事するものをいう。 ただし、経営・管理以外の仕事に直接従事する事業主・支配人・管理職員は、<u>他の大分類</u>のそれぞれ該当する項目に分類される。</p>	<p style="text-align: center;">24 その他の管理的職業従事者</p> <p>個人が営む事業の経営・管理の仕事に専ら従事するものをいう。 ただし、経営・管理以外の仕事に直接従事する事業主・支配人・管理職員は、<u>大分類〔C事務従事者〕以外</u>のそれぞれ該当する項目に分類される。</p> <p>249 他に分類されない管理的職業従事者</p> <p>個人が営む事業の経営・管理の仕事に専ら従事するものをいう。 ただし、経営・管理以外の仕事に直接従事する事業主・支配人・管理職員は、<u>大分類〔C事務従事者〕以外</u>のそれぞれ該当する項目に分類される。</p>	<p style="text-align: center;">大分類項目の配列の変更に伴う番号の変更</p> <p style="text-align: center;">事務代行などの仕事に直接従事する個人事業主等が存在することから変更</p> <p style="text-align: center;">事務代行などの仕事に直接従事する個人事業主等が存在することから変更</p>

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（F 保安職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
<p>F 保安職業従事者</p> <p>国家の防衛、社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事するものをいう。自衛官・警察官・海上保安官・消防員として任用されていて、医療・教育・事務などのように、他の分類項目に該当する仕事に従事するものも含まれる。</p> <p>43 自衛官</p> <p>国家の防衛を任務とする自衛隊の隊務に従事するものをいう。防衛省内部部局などの自衛官及び防衛大学校・防衛医科大学校の学生も含まれる。</p> <p>431 陸上自衛官</p> <p>国家の防衛を任務とする陸上自衛隊の隊務に従事するものをいう。</p> <p>陸上自衛官；陸将；陸将補；一等陸佐；二等陸佐；三等陸佐；一等陸尉；二等陸尉；三等陸尉；准陸尉；陸曹長；一等陸曹；二等陸曹；三等陸曹；陸士長；一等陸士；二等陸士；三等陸士</p> <p>432 海上自衛官</p> <p>国家の防衛を任務とする海上自衛隊の隊務に従事するものをいう。</p> <p>海上自衛官；海将；海将補；一等海佐；二等海佐；三等海佐；一等海尉；二等海尉；三等海尉；准海尉；海曹長；一等海曹；二等海曹；三等海曹；海士長；一等海士；二等海士；三等海士</p> <p>433 航空自衛官</p> <p>国家の防衛を任務とする航空自衛隊の隊務に従事するものをいう。</p> <p>航空自衛官；空将；空将補；一等空佐；二等空佐；三等空佐；一等空尉；二等空尉；三等空尉；准空尉；空曹長；一等空曹；二等空曹；三等空曹；空士長；一等空士；二等空士；三等空士</p> <p>434 防衛大学校・防衛医科大学校学生</p> <p>防衛大学校及び防衛医科大学校の学生であるものをいう。</p> <p>防衛大学校学生；防衛医科大学校学生</p> <p>44 司法警察職員</p> <p>個人・財産の保護、法と秩序の維持など主として司法警察権を行使する仕事に従事するものをいう。</p>	<p>F 保安職業従事者</p> <p>国家の防衛、社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事するものをいう。自衛官・警察官・海上保安官・消防員として任用されていて、医療・教育・事務などのように、他の分類項目に該当する仕事に従事するものも含まれる。</p> <p>40 自衛官</p> <p>国家の防衛を任務とする自衛隊の隊務に従事するものをいう。防衛庁本庁などの自衛官及び防衛大学校・防衛医科大学校の学生も含まれる。</p> <p>401 陸上自衛官</p> <p>国家の防衛を任務とする陸上自衛隊の隊務に従事するものをいう。</p> <p>陸上自衛官；陸将；陸将補；一等陸佐；二等陸佐；三等陸佐；一等陸尉；二等陸尉；三等陸尉；准陸尉；陸曹長；一等陸曹；二等陸曹；三等陸曹；陸士長；一等陸士；二等陸士；三等陸士</p> <p>402 海上自衛官</p> <p>国家の防衛を任務とする海上自衛隊の隊務に従事するものをいう。</p> <p>海上自衛官；海将；海将補；一等海佐；二等海佐；三等海佐；一等海尉；二等海尉；三等海尉；准海尉；海曹長；一等海曹；二等海曹；三等海曹；海士長；一等海士；二等海士；三等海士</p> <p>403 航空自衛官</p> <p>国家の防衛を任務とする航空自衛隊の隊務に従事するものをいう。</p> <p>航空自衛官；空将；空将補；一等空佐；二等空佐；三等空佐；一等空尉；二等空尉；三等空尉；准空尉；空曹長；一等空曹；二等空曹；三等空曹；空士長；一等空士；二等空士；三等空士</p> <p>404 防衛大学校・防衛医科大学校学生</p> <p>防衛大学校及び防衛医科大学校の学生であるものをいう。</p> <p>防衛大学校学生；防衛医科大学校学生</p> <p>41 司法警察職員</p> <p>個人・財産の保護、法と秩序の維持など主として司法警察権を行使する仕事に従事するものをいう。</p>	<p>中分類 34、36 及び 37 の新設に伴い番号変更組織改編（防衛施設庁の廃止等）による。</p> <p>中分類 34、36 及び 37 の新設に伴い番号変更</p>

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（F 保安職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<p>441 警察官 個人の生命・身体・財産の保護、犯罪の予防・鎮圧・捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共安全・秩序の維持などの警察業務に従事するものをいう。皇宮護衛官も含まれる。 警察官；警察庁長官；警視總監；警視監；警視長；警視正；警視；警部；警部補；巡查部長；巡查長；巡查；皇宮護衛官 × 国家公安委員会委員〔012〕；都道府県公安委員会委員〔013〕</p> <p>442 海上保安官 海上における犯罪の予防・鎮圧・捜査、被疑者の逮捕、海難救助、その他海上の安全確保に関する仕事に従事するものをいう。 海上保安官；一等海上保安監；二等海上保安監；三等海上保安監；一等海上保安正；二等海上保安正；三等海上保安正；一等海上保安士；二等海上保安士；三等海上保安士；一等海上保安士補；二等海上保安士補；三等海上保安士補；巡視船船長</p> <p>449 その他の司法警察職員 麻薬取締官など小分類〔441及び442〕に含まれない主として司法警察権を行使する仕事に従事するものをいう。 麻薬取締官；麻薬取締員；狩猟取締特別司法警察員 × 労働基準監督官〔249〕；鉱務監督官〔249〕；船員労務官〔249〕；刑務所長〔012〕；入国警備官〔459〕</p> <p style="text-align: center;">45 その他の保安職業従事者 消防、警備など保安の仕事に従事するものをいう。</p> <p>451 看守 刑務所・拘置所の被収容者の監視、作業の指揮監督、刑務所・拘置所内の保安の維持、被収容者の処遇などの仕事に従事するものをいう。 <u>ただし、国からの委託を受け、施設の警備、被収容者の監視などの仕事に従事するものは小分類〔453〕に分類される。</u> 看守長；副看守長；看守部長；看守；刑務官；拘置所刑務官 × 刑事施設警備員〔453〕</p> <p>452 消防員 火災の予防・警戒・鎮圧、洪水・火事・地震などによる被害の軽減など</p>	<p>411 警察官 個人の生命・身体・財産の保護、犯罪の予防・鎮圧・捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共安全・秩序の維持などの警察業務に従事するものをいう。皇宮護衛官も含まれる。 警察官；警察庁長官；警視總監；警視監；警視長；警視正；警視；警部；警部補；巡查部長；巡查長；巡查；皇宮護衛官 × 国家公安委員会委員〔212〕；都道府県公安委員会委員〔213〕</p> <p>412 海上保安官 海上における犯罪の予防・鎮圧・捜査、被疑者の逮捕、海難救助、その他海上の安全確保に関する仕事に従事するものをいう。 海上保安官；一等海上保安監；二等海上保安監；三等海上保安監；一等海上保安正；二等海上保安正；三等海上保安正；一等海上保安士；二等海上保安士；三等海上保安士；一等海上保安士補；二等海上保安士補；三等海上保安士補；巡視船船長</p> <p>419 その他の司法警察職員 麻薬取締官など小分類〔411及び412〕に含まれない主として司法警察権を行使する仕事に従事するものをいう。 麻薬取締官；郵政監察官；麻薬取締員；狩猟取締特別司法警察員 × 労働基準監督官〔209〕；鉱務監督官〔209〕；船員労務官〔209〕；刑務所長〔212〕；入国警備官〔429〕</p> <p style="text-align: center;">42 その他の保安職業従事者 消防、警備など保安の仕事に従事するものをいう。</p> <p>421 看守 刑務所・拘置所の被収容者の監視、作業の指揮監督、刑務所・拘置所内の保安の維持、被収容者の処遇などの仕事に従事するものをいう。 看守長；副看守長；看守部長；看守；刑務官；拘置所刑務官</p> <p>422 消防員 火災の予防・警戒・鎮圧、洪水・火事・地震などによる被害の軽減など</p>	<p>日本郵政公社法（平成14年法律第97号）の廃止に伴い削除</p> <p>中分類34、36及び37の新設に伴い番号変更</p> <p>刑務所内業務の一部の民間委託に伴い、民間の警備員が配置されたことから、看守と区分が必要と思われる、説明本文を変更し×例示を追加</p>

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（F 保安職業従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<p>の仕事、傷病者を医療機関その他の場所へ緊急に搬送する仕事に従事するものをいう。</p> <p>消防総監；消防司監；消防正監；消防監；消防司令長；消防司令；消防司令補；消防士長；消防副士長；消防士；消防自動車運転者；救急車運転者；消防船船長；<u>私設消防員</u></p> <p><u>453 警備員</u></p> <p>人の身辺において、身体に対する危害の発生を警戒・防止、又は工場・病院・学校・事務所・その他の施設などにおいて、火災・破損・盗難の予防、突発事故・不法侵入の防止など、人の生命、財産の保護又は構内秩序の維持等に関する警備の仕事に従事するものをいう。</p> <p>また、国からの委託を受け、<u>刑務所内で施設の警備、被収容者の監視などの仕事に従事するものも本項目に含まれる。</u></p> <p><u>ボディガード（身辺警護員）</u>；守衛；門衛；警備員；鉄道警備員；空港警備員；劇場警備員；倉庫見回員；倉庫警備員；廷吏；法廷警備員；衛視（国会）；監視員（ホテル）；火薬庫見張員；夜警員；ガードマン（ウーマン）；<u>刑事施設警備員</u></p> <p>×看守〔451〕；山番〔479〕；漁場監視員〔489〕</p> <p><u>459 他に分類されない保安職業従事者</u></p> <p>小分類〔451～453〕に含まれない保安的な仕事に従事するものをいう。</p> <p>児童交通擁護員；交通巡視員；交通管理パトロール員（<u>高速道路株式会社</u>）；道路監視員（国・地方公共団体・<u>高速道路株式会社</u>）；建設現場誘導員</p> <p>×探偵〔249〕；保安員（<u>鉱山</u>）〔699〕；線路保安員〔682〕</p>	<p>の仕事、傷病者を医療機関その他の場所へ緊急に搬送する仕事に従事するものをいう。</p> <p>消防総監；消防司監；消防正監；消防監；消防司令長；消防司令；消防司令補；消防士長；消防副士長；消防士；消防自動車運転者；救急車運転者；消防船船長</p> <p><u>423 警備員</u></p> <p>工場・病院・学校・事務所・その他の施設において、火災・破損・盗難の予防、突発事故・不法侵入の防止など、財産の保護又は構内秩序の維持等に関する警備の仕事に従事するものをいう。</p> <p>守衛；門衛；警備員；鉄道警備員；空港警備員；劇場警備員；倉庫見回員；倉庫警備員；廷吏；法廷警備員；衛視（国会）；監視員（ホテル）；火薬庫見張員；夜警員；ガードマン（ウーマン）</p> <p>×看守〔421〕；山番〔449〕；漁場監視員〔459〕</p> <p><u>429 他に分類されない保安職業従事者</u></p> <p>小分類〔421～423〕に含まれない保安的な仕事に従事するものをいう。</p> <p>児童交通擁護員；交通巡視員；交通管理パトロール員（<u>道路公団</u>）；道路監視員（国・地方公共団体・<u>道路公団</u>）；<u>私設消防員</u>；建設現場誘導員</p> <p>×探偵〔209〕；保安員（<u>鉱山</u>）〔759〕；線路保安員〔782〕</p>	<p style="text-align: center;">消 防 業 務 に 従 事 し て い る こ と か ら 小 分 類 〔 4 5 9 〕 か ら 移 設</p> <p style="text-align: center;">警 備 員 の 業 務 に は 施 設 の 警 備 の み な ら ず 人 に 対 す る 身 辺 警 護 な ど の 業 務 が あ る こ と に よ る。 説 明 本 文 に 記 載 さ れ た 以 外 の 警 備 員 の 職 務 内 容 を 包 括 す る た め に 追 加 刑 務 所 内 業 務 の 一 部 の 民 間 委 託 に 伴 い、民 間 の 警 備 員 が 配 置 さ れ た こ と か ら、看 守 と 区 分 が 必 要 と 思 わ れ 変 更</p> <p style="text-align: center;">説 明 本 文 の 改 定 に 伴 う 内 容 例 示 の 追 加</p> <p style="text-align: center;">刑 務 所 内 業 務 の 一 部 の 民 間 委 託 に 伴 い、民 間 の 警 備 員 が 配 置 さ れ た こ と か ら、看 守 と 区 分 が 必 要 と 思 わ れ、内 容 例 示 に 追 加</p> <p style="text-align: center;">道 路 公 団 の 分 割 民 営 化 に 伴 い 名 称 変 更 小 分 類 〔 4 2 2 〕 へ 移 設</p>

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（G 農林漁業作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
<p style="text-align: center;">G 農林漁業作業者</p> <p>農作物の栽培・収穫、養蚕・家畜・家きん（禽）・その他の動物の飼育、材木の育成・伐採・搬出、水産動植物（両せい（棲）類を含む）の捕獲・採取・養殖をする仕事、及びその他の農林漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。</p> <p style="text-align: center;">46 農業作業者</p> <p>農作物の栽培・収穫、蚕の飼育、収繭、蚕種の製造、家畜・家きん・その他の動物（水産動物を除く）の飼育、及び農業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。</p> <p><u>461 農耕作業者</u></p> <p>穀物・野菜・果樹・その他の作物の栽培・収穫などの仕事に従事するものをいう。</p> <p>農耕作業者；水稲耕作者；麦類耕作者；豆類耕作者；雑穀耕作者（あわ、ひえ、きび、そば、とうもろこし）；いも類（かんしょ、ばれいしょ、さといも）耕作者；野菜栽培者；きのこ類栽培者；もやし栽培者；<u>もやし製造者（工場生産）</u>；果樹栽培者；桑栽培者；草花栽培者；種苗栽培者（林業用種苗を除く）；植木栽培者；茶栽培者；たばこ栽培者；除虫菊栽培者；こんにゃくいも栽培者；麻栽培者；わさび栽培者；みつまた栽培者；こうぞ皮剥人（農業）；こうぞ乾燥人；い栽培者；耕作トラクター運転者；実習助手（学校における農耕）；脱穀・調整人；盆栽苗木栽培者；こりやなぎ栽培者；芝栽培者</p> <p>× 牧草栽培者（家畜の飼育を伴うもの）〔462〕；蚕飼育者〔462〕；収繭作業者〔462〕；蚕種製造作業者〔462〕；山林苗木栽培人〔479〕；林業種苗栽培者〔479〕；蚕具製造工（竹製）〔536〕</p> <p><u>462 養畜作業者</u></p> <p>家畜の飼育・繁殖・せん（剪）毛・搾乳などの仕事、家きんの飼育・ふ（孵）卵などの仕事、<u>蚕の飼育・収繭・蚕種の製造の仕事</u>、及びこれらに類似の仕事に従事するものをいう。愛がん（玩）動物の飼育・動物園・サーカス・病院・研究室などにおいて、家畜又は家きんの飼育の仕事に従事するものも含まれる。</p> <p>家畜飼育者；乳用牛飼育者；預託牛飼育管理人；搾乳作業者；搾乳手伝い；馬飼育者；きゅう（厩）務員；豚飼育者；やぎ飼育者；うさぎ飼育者；</p>	<p style="text-align: center;">G 農林漁業作業者</p> <p>農作物の栽培・収穫、養蚕・家畜・家きん（禽）・その他の動物の飼育、材木の育成・伐採・搬出、水産動植物（両せい（棲）類を含む）の捕獲・採取・養殖をする仕事、及びその他の農林漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。</p> <p style="text-align: center;">43 農業作業者</p> <p>農作物の栽培・収穫、蚕の飼育、収繭、蚕種の製造、家畜・家きん・その他の動物（水産動物を除く）の飼育、及び農業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。</p> <p><u>431 農耕・養蚕作業者</u></p> <p>穀物・野菜・果樹・その他の作物の栽培・収穫などの仕事、<u>及び蚕の飼育・収繭・蚕種の製造の仕事</u>に従事するものをいう。</p> <p>農耕作業者；水稲耕作者；麦類耕作者；豆類耕作者；雑穀耕作者（あわ、ひえ、きび、そば、とうもろこし）；いも類（かんしょ、ばれいしょ、さといも）耕作者；野菜栽培者；きのこ類栽培者；もやし栽培者；果樹栽培者；桑栽培者；草花栽培者；種苗栽培者（林業用種苗を除く）；植木栽培者；茶栽培者；たばこ栽培者；除虫菊栽培者；こんにゃくいも栽培者；麻栽培者；わさび栽培者；みつまた栽培者；こうぞ皮剥人（農業）；こうぞ乾燥人；い栽培者；耕作トラクター運転者；実習助手（学校における農耕）；脱穀・調整人；盆栽苗木栽培者；こりやなぎ栽培者；芝栽培者；<u>蚕飼育者；収繭作業者；蚕種製造作業者</u></p> <p>× 牧草栽培者（家畜の飼育を伴うもの）〔432〕；山林苗木栽培人〔449〕；林業種苗栽培者〔449〕；<u>もやし製造工（工場生産）</u>〔629〕；蚕具製造工（竹製）〔666〕</p> <p><u>432 養畜作業者</u></p> <p>家畜の飼育・繁殖・せん（剪）毛・搾乳などの仕事、家きんの飼育・ふ（孵）卵などの仕事、及びこれらに類似の仕事に従事するものをいう。愛がん（玩）動物の飼育・動物園・サーカス・病院・研究室などにおいて、家畜又は家きんの飼育の仕事に従事するものも含まれる。</p> <p>家畜飼育者；乳用牛飼育者；預託牛飼育管理人；搾乳作業者；搾乳手伝い；馬飼育者；きゅう（厩）務員；豚飼育者；やぎ飼育者；うさぎ飼育者；</p>	<p>蚕の飼育等を行う養蚕作業者は、家畜の飼育等を行う養畜作業者に作業が類似していると考えられることから、小分類 462 へ移設する。</p> <p>日本標準産業分類第 11 回改定（平成 14 年 3 月）において、工場におけるもやしの栽培についても農業と整理したことに伴うもの。表現ぶりも製造工から製造者に修正。</p> <p>養蚕作業者を小分類 462 へ移設することに伴うもの。</p> <p>日本標準産業分類第 11 回改定（平成 14 年 3 月）において、工場におけるもやしの栽培についても農業と整理したことに伴うもの。</p> <p>蚕の飼育等を行う養蚕作業者は、家畜の飼育等を行う養畜作業者に作業が類似していると考えられることから、小分類 461 から移設する。</p>

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（G 農林漁業作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
<p>ミンク飼育者；めん羊飼育者；種付作業者；家畜毛刈作業者；酪農ヘルパー；家きん飼育者；育すう（雛）作業者；鶏ふ化作業者；家きんふ化作業者；七面鳥飼育者；あひる飼育者；肉用牛飼育者；雌雄鑑別者；犬育成作業者；養犬人；猿飼育者；モルモット飼育者；小鳥飼育者；養ほう（蜂）作業者；家畜飼育係員（研究所）；蚕飼育者；収繭作業者；蚕種製造作業者；養虫作業者（蛭、鈴虫、松虫など）；牧草栽培者（家畜の飼育を伴うもの）；動物園飼育係員</p> <p>×家畜人工授精師〔021〕；獣医師〔083〕；馬調教師〔209〕；狂犬病予防技術員〔429〕；トリマー（犬・猫の美容師）〔429〕</p> <p><u>463 植木職、造園師</u> 植木の植込・手入、庭園の造築の仕事に従事するものをいう。 植木職；植木手入作業者；生垣手入作業者；造園師；築庭作業者；庭師；<u>ゴルフ場芝手入作業員</u> ×庭園設計技術者〔092〕；盆栽苗木栽培者〔461〕；植木栽培者〔461〕；芝栽培者〔461〕；公園芝刈作業員〔689〕</p> <p><u>469 その他の農業作業者</u> 小分類〔461～463〕に含まれない農業・農業類似の仕事に従事するものをいう。 装てい（蹄）師；てい（蹄）鉄打替職；農業用水管理者</p> <p style="text-align: center;"><u>47 林業作業者</u> 林木・苗木・種子の育成・伐採・搬出・処分などの仕事及び山林における製炭・製薪の仕事に従事するものをいう。</p> <p><u>471 育林作業者</u> 山林苗木の植付け、地ごしらえ及び林木の健全な育成のための下刈りなどの手入れの仕事に従事するものをいう。 林業地ごしらえ作業者；植林作業者；造林作業者；枝打作業者；下刈作業者；雪起作業者；除伐作業者 ×種苗栽培者（林業用種苗を除く）〔461〕；植木栽培者〔461〕；間伐作業者〔472〕；山林苗木栽培人〔479〕；林業種苗栽培者〔479〕</p> <p><u>472 伐木・造材・集材作業者</u></p>	<p>ミンク飼育者；めん羊飼育者；種付作業者；家畜毛刈作業者；酪農ヘルパー；家きん飼育者；育すう（雛）作業者；鶏ふ化作業者；家きんふ化作業者；七面鳥飼育者；あひる飼育者；肉用牛飼育者；雌雄鑑別者；犬育成作業者；養犬人；猿飼育者；モルモット飼育者；小鳥飼育者；養ほう（蜂）作業者；家畜飼育係員（研究所）；養虫作業者（蛭、鈴虫、松虫など）；牧草栽培者（家畜の飼育を伴うもの）；動物園飼育係員</p> <p>×家畜人工授精師〔022〕；獣医師〔083〕；馬調教師〔209〕；狂犬病予防技術員〔399〕；トリマー（犬・猫の美容師）〔399〕</p> <p><u>433 植木職、造園師</u> 植木の植込・手入、庭園の造築の仕事に従事するものをいう。 植木職；植木手入作業者；生垣手入作業者；造園師；築庭作業者；庭師 ×庭園設計技術者〔052〕；盆栽苗木栽培者〔431〕；植木栽培者〔431〕；芝栽培者〔431〕；<u>ゴルフ場芝手入作業員〔809〕</u>；公園芝刈作業員〔809〕</p> <p><u>439 その他の農業作業者</u> 小分類〔431～433〕に含まれない農業・農業類似の仕事に従事するものをいう。 装てい（蹄）師；てい（蹄）鉄打替職；農業用水管理者</p> <p style="text-align: center;"><u>44 林業作業者</u> 林木・苗木・種子の育成・伐採・搬出・処分などの仕事及び山林における製炭・製薪の仕事に従事するものをいう。</p> <p><u>441 育林作業者</u> 山林苗木の植付け、地ごしらえ及び林木の健全な育成のための下刈りなどの手入れの仕事に従事するものをいう。 林業地ごしらえ作業者；植林作業者；造林作業者；枝打作業者；下刈作業者；雪起作業者；除伐作業者 ×種苗栽培者（林業用種苗を除く）〔431〕；植木栽培者〔431〕；間伐作業者〔442〕；山林苗木栽培人〔449〕；林業種苗栽培者〔449〕</p> <p><u>442 伐木・造材作業者</u></p>	<p>養蚕作業者を小分類 461 から移設することに伴うもの。</p> <p>現行では労務作業者に分類されているが、ゴルフ場の芝を手入れするにはある程度の技術が必要とするため。</p> <p>集材・運材作業者の数が少ないこと（H12 国勢調査</p>

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（G 農林漁業作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<p>伐木・造材（測尺・枝払い・皮は（剥）ぎ）の仕事に従事するもの、及び伐採された木材を集める仕事並びに山元土場まで搬出する仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、製材作業及び薪炭材の伐採作業に従事するものを除く。</p> <p>木材伐出作業者；きこり；枝払作業者；伐倒作業者；玉切作業者；間伐作業者；造材作業者；竹材伐採作業者；造材測尺作業者；皮はぎ作業者（造材）；伐木造材機械操作員；集材作業者；いかだ（筏）作業者（山元）；はえ（桧）積み（又は巻立て）作業者；しゅら（修羅）出作業者；土そり作業者；伐木積込作業者；木場作業者；集材機械操作員</p> <p>×炭材伐採作業者〔479〕；薪材伐採作業者〔479〕；木材乾留工〔536〕</p> <p>479 その他の林業作業者</p> <p>小分類〔471～472〕に含まれない林業・林業類似の仕事に従事するものをいう。</p> <p>炭焼人；製炭木副作業者；炭材伐採作業者；築窯作業者；炭焼作業者；薪材伐採作業者；薪割作業者；薪結束作業者；薪小出作業者；炭依詰作業者；木炭小出作業者；切炭調整作業者；種子採取作業者；林業種子採取作業者；山林苗木栽培人；林業種苗栽培者；天然木の実採取作業者；くり採取作業者；樹皮はぎ作業者；あべまき採取作業者；しいたけ採取作業者；なめこ採取作業者；たけのこ採取作業者；天然わさび採取作業者；まつや</p>	<p>伐木・造材（測尺・枝払い・皮は（剥）ぎ）の仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、製材作業及び薪炭材の伐採作業に従事するものを除く。</p> <p>木材伐出作業者；きこり；枝払作業者；伐倒作業者；玉切作業者；間伐作業者；造材作業者；竹材伐採作業者；造材測尺作業者；皮はぎ作業者（造材）；伐木造材機械操作員</p> <p>×炭材伐採作業者〔444〕；薪材伐採作業者〔444〕</p> <p>443 集材・運材作業者</p> <p>伐採された木材を集める仕事及び山元土場まで搬出する仕事に従事するものをいう。</p> <p>集材作業者；運材作業者；いかだ（筏）作業者（山元）；はえ（桧）積み（又は巻立て）作業者；しゅら（修羅）出作業者；土そり作業者；伐木積込作業者；木場作業者；集材運材機械操作員</p> <p>×木材乾留工〔521〕</p> <p>444 製炭・製薪作業者</p> <p>炭がま（窯）の築設・原木の伐採・かま（窯）詰・焼上げ・依詰などの仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、乾留による製炭作業者を除く。</p> <p>炭焼人；製炭木副作業者；炭材伐採作業者；築窯作業者；炭焼作業者；薪材伐採作業者；薪割作業者；薪結束作業者；薪小出作業者；炭依詰作業者；木炭小出作業者；切炭調整作業者</p> <p>×木材乾留工〔521〕</p> <p>449 その他の林業作業者</p> <p>小分類〔441～444〕に含まれない林業・林業類似の仕事に従事するものをいう。</p> <p>種子採取作業者；林業種子採取作業者；山林苗木栽培人；林業種苗栽培者；天然木の実採取作業者；くり採取作業者；樹皮はぎ作業者；あべまき採取作業者；しいたけ採取作業者；なめこ採取作業者；たけのこ採取作業者；天然わさび採取作業者；まつやに（松脂）採取作業者；じゅんさい採取作業者；ぜんまい採取作業者；山芋ほり作業者；山ぶき採取作業者；わらび採取作業者；ふし（五倍子）採取作業者；しゅる皮採取作業者；こう</p>	<p>3,100人）また、伐木から集材までは一連の作業であることから、旧小分類443を旧小分類442に統合して、新小分類472とする。</p> <p>なお、現在では運材という語は、一般的に原木を山元土場から木材市場などに輸送することを指すものであり、伐採された木材を山元土場まで搬出する仕事は広義には集材に含まれることから、運材という語を分類項目名及び内容例示から削除する。</p> <p>集材・運材作業者の数が少ないこと（H12 国勢調査3,100人）また、伐木から運材までは一連の作業であることから、旧小分類443を旧小分類442に統合して、新小分類472とする。</p> <p>製炭・製薪作業者の数が少ないこと（H12 国勢調査2,000人）から、旧小分類444を旧小分類449に統合して、新小分類479とする。</p> <p>旧小分類443及び444の移設に伴う修正。</p> <p>製炭・製薪作業者を旧小分類444から移設することに伴うもの。</p>

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（G 農林漁業作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
<p>に（松脂）採取作業者；じゅんさい採取作業者；ぜんまい採取作業者；山芋ほり作業者；山ふき採取作業者；わらび採取作業者；ふし（五倍子）採取作業者；しゅろ皮採取作業者；こうぞ皮剥作業者（林業）；みつまた皮はぎ作業者；うるし（漆）採取作業者；あけびつる採取作業者；しだ採取作業者；かや採取作業者；しょう（樟）脳根採取作業者；樹種採取作業者；とりもち採取作業者；山林見まわり作業者；造林測尺作業者；猟師；銃猟師；網猟師；かも猟師；林野巡視；山番；山守；山林監視員；山林病虫害防除作業者；まつたけ採取作業者；たかしょう（鷹匠）；猟区案内人；ひる採取作業者；蛇捕獲人；虫とり；丸太検尺作業者；植物防疫員；さし穂採取作業者；森林区画測量作業者</p> <p>× 狂犬病予防技術員〔439〕；盆栽苗木栽培者〔461〕；間伐作業者〔472〕；ごかい取り〔489〕；皮はぎ工（製材業）〔536〕；木材乾留工〔536〕</p> <p style="text-align: center;">48 漁業作業者</p> <p>海洋・河川・湖沼などの水域において、自然繁殖している水産動植物（両せい（棲）類を含む）を採捕する仕事、人工的に水産動植物を育成、<u>収穫</u>する仕事、及びその他の漁業・漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。</p> <p>481 漁労作業者</p> <p>海面・海中及び内水面において、水産動物を採捕する仕事に従事するものをいう。漁船に乗組んで、漁労作業に従事する甲板部員及び機関部員並びに潜水漁夫も含まれる。</p> <p>ただし、漁労船の船長・航海士・機関長・機関士は小分類〔482〕に分類される。</p> <p>網子；漁船の船頭；潜水漁夫；海獣（いるか、あざらしなど）捕獲人；あま（海女・海士）；捕鯨作業者；漁労長；船員（漁労作業従事者）；魚見；川魚採取作業者</p> <p>× しじみ採取作業者〔483〕；遊漁船船頭〔639〕；遊漁案内人（つり場案内）〔639〕；潜水夫〔669〕</p> <p>482 船長・航海士・機関長・機関士（漁労船）</p> <p>漁労船の運用・航海、船体の保存、機関の運転・保存の仕事に従事し、かつ漁労作業に従事するものをいう。</p> <p>ただし、母船・工船・漁獲物運搬船・漁業指導船・漁業調査船・漁業練習船・漁業取締船の船長・航海士・機関長・機関士は小分類〔481～483〕</p>	<p>ぞ皮剥作業者（林業）；みつまた皮はぎ作業者；うるし（漆）採取作業者；あけびつる採取作業者；しだ採取作業者；かや採取作業者；しょう（樟）脳根採取作業者；樹種採取作業者；とりもち採取作業者；山林見まわり作業者；造林測尺作業者；猟師；銃猟師；網猟師；かも猟師；林野巡視；山番；山守；山林監視員；山林病虫害防除作業者；まつたけ採取作業者；たかしょう（鷹匠）；猟区案内人；ひる採取作業者；蛇捕獲人；虫とり；丸太検尺作業者；植物防疫員；さし穂採取作業者；森林区画測量作業者</p> <p>× 狂犬病予防技術員〔399〕；盆栽苗木栽培者〔431〕；間伐作業者〔442〕；ごかい取り〔459〕；皮はぎ工（製材業）〔669〕</p> <p style="text-align: center;">45 漁業作業者</p> <p>海洋・河川・湖沼などの水域において、自然繁殖している水産動植物（両せい（棲）類を含む）を採捕する仕事、人工的に水産動植物を育成、<u>収穫</u>する仕事、及びその他の漁業・漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。</p> <p>451 漁労作業者</p> <p>海面・海中及び内水面において、水産動物を採捕する仕事に従事するものをいう。漁船に乗組んで、漁労作業に従事する甲板部員及び機関部員並びに潜水漁夫も含まれる。</p> <p>ただし、漁労船の船長・航海士・機関長・機関士は小分類〔452〕に分類される。</p> <p>網子；漁船の船頭；潜水漁夫；海獣（いるか、あざらしなど）捕獲人；あま（海女・海士）；捕鯨作業者；漁労長；船員（漁労作業従事者）；魚見；川魚採取作業者</p> <p>× しじみ採取作業者〔453〕；遊漁船船頭〔499〕；遊漁案内人（つり場案内）〔499〕；潜水夫〔779〕</p> <p>452 船長・航海士・機関長・機関士（漁労船）</p> <p>漁労船の運用・航海、船体の保存、機関の運転・保存の仕事に従事し、かつ漁労作業に従事するものをいう。</p> <p>ただし、母船・工船・漁獲物運搬船・漁業指導船・漁業調査船・漁業練習船・漁業取締船の船長・航海士・機関長・機関士は小分類〔481～483〕</p>	<p style="text-align: center;">改定理由</p> <p>旧小分類 444 の移設に伴う修正。</p> <p>農林水産省における用語の整理としては、農作物に関するものは「収穫」を使用しているが、水産動植物に関するものは、「<u>収穫</u>」を使用しているため。</p> <p>例：海面漁業生産統計調査規則 第二条第2項 この省令で「生産物」とは、海面漁業において採捕又は収穫された水産動植物をいう。</p>

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（G 農林漁業作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<p>に分類される。</p> <p>漁船船長；かつお船船長；捕鯨船船長；トロール漁船船長；漁船航海士；漁船機関長；漁船機関士</p> <p>×漁船司厨員〔391〕；漁業関係無線通信士〔245〕</p> <p>483 海藻・貝採取作業者</p> <p>海藻・貝類を採取する仕事に従事するものをいう。</p> <p>貝採取作業者；あさり採取作業者；はまぐり採取作業者；かき採取作業者；しじみ採取作業者；帆立貝採取作業者；うに採取作業者；さんご採取作業者；真珠貝採取作業者；潜水採貝作業者；海藻採取作業者；てんぐさ採取作業者；海綿採取作業者；こんぶ採取作業者；ふのり採取作業者；わかめ採取作業者；海藻採取あま（海女・海士）；藻採取作業者</p> <p>×真珠養殖作業者〔484〕；のり（海苔）養殖採取作業者〔484〕；かき養殖作業者〔484〕</p> <p>484 水産養殖作業者</p> <p>海水・淡水において、水産動植物を養殖する仕事に従事するものをいう。</p> <p>魚介養殖作業者（えび、うなぎ、あわびなど）；金魚養殖作業者；スッポン養殖作業者；のり（海苔）養殖採取作業者；海藻養殖採取作業者；養あ（蛙）作業者；真珠養殖作業者；真珠捜核者；母貝収集作業者；水田養魚作業者；水族館養魚作業者；人工ふ（孵）化作業者；水産試験場養殖作業者；かき養殖作業者</p> <p>489 その他の漁業作業者</p> <p>小分類〔481～484〕に含まれない漁業・漁業類似の仕事に従事するものをいう。</p> <p>漁場監視員；ごかい取り</p> <p>×遊漁船船頭〔639〕；遊漁案内人（つり場案内）〔639〕</p>	<p>に分類される。</p> <p>漁船船長；かつお船船長；捕鯨船船長；トロール漁船船長；漁船航海士；漁船機関長；漁船機関士</p> <p>×漁船司厨員〔361〕；漁業関係無線通信士〔501〕</p> <p>453 海草・貝採取作業者</p> <p>海草・貝類を採取する仕事に従事するものをいう。</p> <p>貝採取作業者；あさり採取作業者；はまぐり採取作業者；かき採取作業者；しじみ採取作業者；帆立貝採取作業者；うに採取作業者；さんご採取作業者；真珠貝採取作業者；潜水採貝作業者；海草採取作業者；てんぐさ採取作業者；海綿採取作業者；こんぶ採取作業者；ふのり採取作業者；わかめ採取作業者；海草採取あま（海女・海士）；藻採取作業者</p> <p>×真珠養殖作業者〔454〕；のり（海苔）養殖採取作業者〔454〕；かき養殖作業者〔454〕</p> <p>454 水産養殖作業者</p> <p>海水・淡水において、水産動植物を養殖する仕事に従事するものをいう。</p> <p>魚介養殖作業者（えび、うなぎ、あわびなど）；金魚養殖作業者；スッポン養殖作業者；のり（海苔）養殖採取作業者；海草養殖採取作業者；養あ（蛙）作業者；真珠養殖作業者；真珠捜核者；母貝収集作業者；水田養魚作業者；水族館養魚作業者；人工ふ（孵）化作業者；水産試験場養殖作業者；かき養殖作業者</p> <p>459 その他の漁業作業者</p> <p>小分類〔451～454〕に含まれない漁業・漁業類似の仕事に従事するものをいう。</p> <p>漁場監視員；ごかい取り</p> <p>×遊漁船船頭〔499〕；遊漁案内人（つり場案内）〔499〕</p>	<p>海草は海域に生育する種子植物（海産の水草）であるが、海藻は海産藻類の総称であり、食品・工業原料になるのは海藻である。例示に掲げられているもの（てんぐさ、こんぶ、ふのり、わかめ）はすべて海藻であることから、表記を「海藻」に改める。</p>

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（Ⅰ 輸送・定置・建設機械運転従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
<p><u>Ⅰ 輸送・定置・建設機械運転従事者</u> 機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事するものをいう。</p> <p><u>60 鉄道運転従事者</u> 鉄道・軌道の電気機関車・ディーゼル機関車・蒸気機関車・電車などを運転・操作する仕事に従事するものをいう。</p> <p><u>601 電車運転士</u> 鉄道・軌道の電車・トロリーバスなどを運転する仕事に従事するものをいう。 電車運転士；電車運転士見習；路面電車運転士；路面電車運転士見習；新交通システム（有人）運転手；新交通システム（有人）運転手見習；トロリーバス運転士；トロリーバス運転士見習；モノレール運転士；モノレール運転士見習；附属線の電車運転士（工場など）；レールバス運転士×運転指令〔302〕；遊園地電車運転員〔405〕；ロープウェイ乗務員〔639〕；リフト運転員〔649〕；スキーリフト運転員〔649〕</p> <p><u>609 その他の鉄道運転従事者</u> <u>電気・ディーゼル・蒸気機関車の運転、蒸気缶の操作の仕事に従事するもの、又はその助手、及び気動車を運転する仕事に従事するものをいう。</u> <u>電気機関士；電気機関士見習；工場電気機関車運転士ディーゼル機関士；ディーゼル機関士見習；蒸気機関士；蒸気機関助手；気動車運転士；気動車運転士見習；工場気動車運転士</u></p> <p><u>61 自動車運転者</u> 各種自動車（バス・乗用自動車・貨物自動車など）を運転する仕事に従事するものをいう。</p> <p><u>611 バス運転者</u> バスを運転する仕事に従事するものをいう。 営業用バス運転者；自家用バス運転者；送迎バス運転者；スクールバス</p>	<p>（旧大分類H 輸送・通信従事者及び旧大分類I 生産工程・労務作業者の一部を移設）</p> <p>（旧大分類H 輸送・通信従事者の中分類46から移設）</p> <p>（旧中分類46 鉄道運転従事者の小分類462から移設）</p> <p>（旧中分類46 鉄道運転従事者の小分類461及び462から移設）</p> <p>（旧大分類H 輸送・通信従事者の中分類47から移設）</p> <p>（旧中分類47 自動車運転者の小分類471から移設）</p>	<p>旧大分類「H 輸送・通信従事者」は、国際標準職業分類にも見られないカテゴリーであることから廃止し、各種機械の運転作業の共通性に着目し、「H 輸送・通信従事者」のうち運輸従事者に係る部分と旧大分類「I 生産工程・労務作業者」の定置・建設機械の運転に係る部分を統合し、大分類「Ⅰ 輸送・定置・建設機械運転従事者」を新設</p> <p>平成12年国勢調査特別集計結果では、電車運転士の就業者数は36,900人となっている。一方、旧小分類「461 電気・ディーゼル機関士」の就業者数はすでに1,200人という結果であり、その数は減少傾向のため、現行では小分類を廃止する際の量的基準（1,000人未満）に該当する程、少数であると考えられる。このことより、旧小分類「462 電車・気動車運転士」については、両者を分離し、就業者数の多い電車運転士についてはこれを小分類項目として並び順も先に位置付ける一方、気動車運転士は旧小分類461と統合して、その他の小分類項目を設定する。</p>

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（Ⅰ 輸送・定置・建設機械運転従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
<p>運転者；貸切バス運転者；乗合バス運転者；マイクロバス運転者；ワンマンバス運転者 ×救急車運転者〔452〕；レールバス運転士〔601〕；霊きゅう（柩）車運転者〔613〕</p>		
<p>612 乗用自動車運転者 乗用自動車を運転する仕事に従事するものをいう。 営業用乗用自動車運転者；ハイヤー運転者；自家用乗用自動車運転者；タクシー運転者；代行運転者（代行運転業） ×救急車運転者〔452〕</p>	<p>（旧中分類 47 自動車運転者の小分類 472 から移設）</p>	
<p>613 貨物自動車運転者 貨物運送用自動車を運転する仕事に従事するものをいう。 軽貨物自動車運転者；貨物自動車運転者；営業用貨物自動車運転者；自家用貨物自動車運転者；ミキサー車運転者；パキュームカー運転者；トラック運転者；トレーラートラック運転者；タンクローリー運転者；霊きゅう（柩）車運転者；小型貨物自動車運転者；塵芥収集車運転者；郵便運送自動車運転者 ×消防自動車運転者〔452〕；駅構内トラクター運転者〔639〕；フォークリフト運転者〔639〕；宅配配達人〔705〕</p>	<p>（旧中分類 47 自動車運転者の小分類 473 から移設）</p>	
<p>619 その他の自動車運転者 バス・乗用自動車・貨物自動車以外の自動車を運転する仕事に従事するものをいう。 宣伝用自動車運転者；散水自動車運転者；清掃車運転者；レッカー車運転者</p>	<p>（旧中分類 47 自動車運転者の小分類 479 から移設）</p>	
<p>62 船舶・航空機運転従事者 船舶（漁労船を除く）・航空機の機関の保全整備・水先案内・運転などの仕事に従事するものをいう。</p>	<p>（旧大分類 H 運輸・通信従事者の中分類 48 から移設）</p>	
<p>621 船長（漁労船を除く） 漁労船を除く各種船舶に船長として乗り組み、船内所属員を指揮監督し、各部との連絡調整、船舶の安全維持、能率的な運航等、その船舶に属する一切の仕事を統括するものをいう。 運搬船船長；汚物運搬船船長；貨物船船長；監視船船長；機帆船船長；</p>	<p>（旧中分類 48 船舶・航空機運転従事者の小分類 481 から移設）</p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（Ⅰ 輸送・定置・建設機械運転従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
<p>油そう（槽）船（タンカー）船長；タグボート船長；旅客船船長；しゅんせつ船船長；工事監督船船長；測量船船長；防疫船船長；練習船船長；連絡船船長；診療船船長；引船船長；母船船長；郵便船船長；遊覧船船長；小型船舶操縦士；フェリーボート船長；給油船船長；鉱石専用船船長；釣船船長；はしけ船長；冷凍運搬船船長</p> <p>×巡視船船長〔442〕；消防船船長〔452〕；漁船船長〔512〕</p> <p>622 航海士・運航士（漁労船を除く）水先人 漁労船を除く各種船舶に航海士として乗り組み、甲板部員を指揮監督して航海業務を掌握し、航海当直に立って操船上の責任を負うとともに船体、航海用機械器具の保存手入れ、荷役の主管、船内規律の保持、甲板部員の人事管理などの仕事に従事するもの、近代化船に運航士として乗り組み、航海士又は機関士の行う船舶の運航に関する職務のうち、甲板部及び機関部の職員の航海当直を中心とした職務を併せ行う仕事に従事するもの、並びに船舶のふくそう（輻輳）する港湾、水道及びその他船舶の航行の危険の予想される特定の水域（水先区）に出入する船舶に水先人として乗り組み、船舶を安全にきょう（嚮）導する仕事に従事するものをいう。 船舶航海士；母船航海士；運搬船航海士；旅客船航海士；貨物船航海士；運航士；水先人 ×漁船航海士〔482〕</p> <p>623 船舶機関長・機関士（漁労船を除く） 漁労船を除く各種船舶に機関長又は機関士として乗り組み、機関の運転・保存整備、燃料・かん（缶）水の受領、潤滑油・船用品の受払・保管、属具の整備、その他機関部に属する仕事に従事するものをいう。 船舶機関長；母船機関長；運搬船機関長；旅客船機関士；貨物船機関士；船舶機関士；連絡船機関士；漁獲物運搬船機関士；漁業調査船機関長；漁業練習船機関士；遊覧船機関長；油そう（槽）船機関士；発動機汽船機関士；冷凍船機関士 ×漁船機関士〔482〕；機関員〔634〕</p> <p>624 航空機操縦士 航空機に乗り組み、機長又は副操縦士として航空機の操縦、その位置・針路の測定、航法上の資料の算出の仕事に従事するものをいう。なお、航空機に機関士として乗り組み、発動機・機体の整備・点検・取扱の仕事に従事するものも含む。 航空機操縦士；ヘリコプター操縦士；飛行機操縦士；航空機関士</p>	<p>（旧中分類 48 船舶・航空機運転従事者の小分類 482 から移設）</p> <p>（旧中分類 48 船舶・航空機運転従事者の小分類 483 から移設）</p> <p>（旧中分類 48 船舶・航空機運転従事者の小分類 484 及び 485 から移設）</p>	<p>航空機関士の就業者数は、300 人（平成 12 年国勢調査特別集計結果）であり、小分類を廃止する際の量的基準（1,000 人未満）に該当すること、また、航空機の制御が自動化され、航空機関士を必要とする航空機自体が減少し、今後増加する見込みがないことから、航空機操縦士と集約するが、名称は「航空機操縦士」とする。</p>

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（Ⅰ 輸送・定置・建設機械運転従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<p>×航空整備士〔554〕；航空工場整備士〔554〕</p> <p>63 その他の輸送従事者 操車・信号・転てつ（轍）・連結の仕事、船舶の甲板における仕事、その他中分類〔60～61〕に含まれない運輸の仕事に従事するものをいう。</p> <p>631 車掌 列車・電車・バスなどに乗務し、発車の合図、乗客・貨物の輸送、車内の秩序保持、切符の販売などの仕事に従事するものをいう。 車掌；列車車掌；車掌見習；荷物電車車掌；登山電車車掌；軌道車車掌；市電車車掌；地下鉄車掌；ケーブルカー車掌；乗合バス車掌；貸切バス車掌；観光バス車掌 ×旅行・観光ガイド〔421〕</p> <p>632 鉄道輸送関連業務従事者 鉄道の駅構内において、列車の進路設定や車両（電車、機関車、貨車など）の入換をするために、信号や転てつ機を制御する操作、車両の解結の際の機関車の誘導、車両の制動管の取扱い、車両の留置計画の作成や貨車の行先表示の取扱いなどの仕事に従事するものをいう。 輸送係；輸送指導係；輸送主任</p> <p>633 甲板員、船舶技士 船舶に乗り組み、船舶のけい（繫）離・見張、貨物の積卸・看視、船体の手入掃除、操だ（舵）信号、船匠の仕事に従事するもの及び近代化船に乗り組み、部員として甲板部、機関部両部の航海当直の仕事に従事するものをいう。 甲板長；甲板庫手；甲板員；操だ（舵）手；船舶技士；ロープ操手；自動車誘導員（カーフェリー）；セーラー ×漁船司厨員〔391〕；船舶旅客係〔402〕；漁労長〔481〕；船員（漁労作業従事者）〔481〕</p> <p>634 船舶機関員 船舶に乗り組み、船用機関各部の点検・調整・注油、給水ポンプの取扱いなどの船用機関の仕事に従事するものをいう。船用内燃機関を運転する仕事に従事するものも含まれる。 操機長；操機手；機関手；機関員</p>	<p>（旧大分類H 運輸・通信従事者の中分類 49 から移設）</p> <p>（旧中分類 49 その他の運輸従事者の小分類 491 から移設）</p> <p>（旧中分類 49 その他の運輸従事者の小分類 492 から移設）</p> <p>（旧中分類 49 その他の運輸従事者の小分類 493 から移設）</p> <p>（旧中分類 49 その他の運輸従事者の小分類 494 から移設）</p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）(I 輸送・定置・建設機械運転従事者)

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
<p>×船舶機関士〔623〕</p> <p>639 他に分類されない運輸従事者 <small>小分類〔631～634〕に含まれない運輸の仕事に従事するものをいう。 駅構内トラクター運転者；遊漁船船頭；遊漁案内人（つり場案内）；ロープウェイ乗務員；検車係；信号係（鉄道・軌道・船舶以外）；バッテリーカー（運搬機械）運転者；フォークリフト運転者；渡船係員；船舶係留作業員；小舟操舵手（漁船を除く） ×水門操作員〔599〕；リフト運転員〔649〕；ロープウェイ機関操作員〔649〕；線路工事作業員〔682〕</small></p> <p>64 定置・建設機械運転従事者 <u>専ら発電・変電・送電・配電装置の操作・監視・点検・保守の仕事に従事するもの、及び専ら蒸気機関・クレーン（起重機）などの定置機関・機械、並びに専ら掘削機械・整地機械などの建設・さく井機械、採油・天然ガス採取機械の点検・調整・操作・運転の仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、定置機械（発電・変電・送電・配電装置を除く）及び建設機械の修理・保全の仕事に従事するものは小分類〔551〕に、採掘現場において手持機械・工具を用いて掘削等の仕事に従事するものは小分類〔691〕に分類される。</u></p> <p>641 発電員、変電員 <u>発電所・変電所・電気動力室において、発電・配電装置の操作・監視・点検・保守の仕事に従事するものをいう。</u> <u>発電員；水力発電員；発電タービン工；水力発電保守員；火力発電保守員；火力発電員；原子力発電員；原子力発電保守員；変電員；変電保守員；送電員；発電機運転工；配電盤工（発電・変電）；給電員</u> <u>×電気メータ検針員〔299〕；原動機運転員〔649〕；電気工事業者〔679〕</u></p> <p>642 ボイラー・オペレーター <small>陸用蒸気機関の取扱い業務・保守・管理などの仕事に従事するものをいう。 ボイラー・オペレーター（浴場を除く）；汽缶士；ボイラー技士；ボイラー工 ×ボイラー・オペレーター（浴場）〔384〕；機関員〔634〕；定置機関・機械修理・保全工〔551〕</small></p>	<p>（旧中分類 49 その他の運輸従事者の小分類 499 から移設）</p> <p>（旧大分類 I 生産工程・労務作業者の亜大分類 I - 2 定置機関運転・建設機械運転・電気作業者の中分類 73 及び小分類 741 から移設）</p> <p>（旧中分類 74 電気作業者の小分類 741 から移設）</p> <p>（旧中分類 73 定置機関・機械及び建設機械運転作業者の小分類 731 から移設）</p>	<p>本中分類には、機械操作や運転に従事するものが分類されることを明示するために、説明文に語句等を追加する。</p> <p>採掘現場において、道具・器具を用いて掘削等の仕事に従事するものは新小分類 691 に分類されることを明示。</p> <p>旧中分類 74 電気作業者の小分類 741 「発電員、変電員」の職務内容が定置・建設機械運転従事者の職務内容に近いと考えられたことから、中分類 64 の小分類 641 に移設し、これに伴って本文の内容を変更した。</p>

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（Ⅰ 輸送・定置・建設機械運転従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<p>643 クレーン・ウィンチ運転作業者 クレーン・デリック・揚貨装置・ウィンチなどの運転・点検・調整の仕事に従事するものをいう。 クレーン運転工；天井走行クレーン運転工；浮クレーン運転工；装入クレーン運転工；巻上機（ウィンチ）運転工；電動ホイスト工；コンベア運転工；ベルトコンベア運転工；デリック操作工 ×ベンチレータ運転工〔644〕；トラッククレーン運転工〔645〕；ロープウェイ運転員〔649〕；坑外索道運転員〔649〕；スキーリフト運転員〔649〕；リフト運転員〔649〕；玉掛技能工〔649〕</p>	<p>（旧中分類 73 定置機関・機械及び建設機械運転作業者の小分類 732 から移設）</p>	
<p>644 ポンプ・ブローワー・コンプレッサー運転作業者 ポンプ・ブローワー・コンプレッサーの点検・調整・運転の仕事に従事するものをいう。 往復ポンプ運転工；ブローワー運転工；コンプレッサー運転工；回転圧縮機運転工；渦巻圧縮機運転工；ベンチレーター運転工 ×圧縮ガス製造工〔531〕；冷凍機（装置）運転員〔649〕；汲油工〔646〕</p>	<p>（旧中分類 73 定置機関・機械及び建設機械運転作業者の小分類 733 から移設）</p>	
<p>645 建設・さく井機械運転作業者 <u>土木工事・運搬機械・基礎工事用機械・削孔機械などの建設用機械の運転・点検・調整の仕事、及び地上・海中において、機械を操作・運転して、地殻から石油・天然ガス・温泉（熱水・蒸気）・水を採取するための井戸掘削及び地質構造を調査するためのボーリングの仕事に従事するものをいう。</u> ただし、ミキサー運搬自動車の運転作業に従事するものは小分類〔619〕に分類される。 掘削機械運転工；ショベルマシン運転工；エキスカベーター運転工；ブルドーザー運転工；コンクリートミキサー運転工；スクレーパー運転工；コンクリート舗装機械運転工；キャリオール運転工；モータグレーダー運転工；トラッククレーン運転工；ロードローラー運転工；機械ローラー運転工；しゅんせつ（浚渫）機械運転工；トラクター運転工（建設用）；ディーゼルバイルハンマ運転工；くい打機運転工；アスファルト舗装機械運転工；井戸機械掘工；井戸ボーリング工；油井・ガス井機械掘工；ボーリング工（油井・ガス井）；試すい工；さく井工 ×エレベーターガール〔429〕；耕作トラクター運転者〔461〕；ミキサー車運転者〔613〕；駅構内トラクター運転者〔639〕；建設機械修理・保全工〔551〕</p>	<p>（旧中分類 73 定置機関・機械及び建設機械運転作業者の小分類 734 及び旧中分類 75 採掘作業者の小分類 755 の一部を移設）</p>	<p>さく井作業に関する仕事は、ほとんどが機械を操作・運転するものであり、建設機械の運転作業者に類似していると考えられることから、旧小分類 755 から移設する。</p>
<p>646 採油・天然ガス採取機械運転作業者</p>	<p>（旧中分類 75 採掘作業者の小分類 755 の一部を移設）</p>	<p>採油・天然ガス採取作業に関する仕事は、ほとんどが</p>

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（Ⅰ 輸送・定置・建設機械運転従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<p>地上・海中において、機械を操作・運転して、自噴又は促進されて自噴するものの採油、坑井内へのガスの圧入による採油、ポンプによる採油、ガス分離そう（槽）・附属圧縮機などを使用した油とガスの分離による採取の仕事、及びこれらを大タンクに送り込む仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。</p> <p>ガスリフト採油工；汲油工；自噴採油工；準備工（石油）；送油機関士；送油工；弾丸せん（穿）孔技術工（石油）；採油ポンプ運転工；天然ガス採取工；天然ガス採取ポンプ運転工；水止工（油井）</p> <p>×井戸手掘工〔649〕</p> <p>649 その他の定置・建設機械運転従事者 小分類〔641～646〕に含まれない、定置機関・機械及び建設機械の点検・調整・運転並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。 内燃機関運転員；ディーゼルエンジン機関士；焼玉エンジン運転員；原動機運転員；冷却装置運転員；冷凍機（装置）運転員；脱煙装置運転員；エレベーター機械係；エスカレーター機械係；クレーン合図員；玉掛技能工；リフト運転員；スキーリフト運転員；ロープウェイ機関操作員；坑外索道運転員</p> <p>×エレベーターガール〔429〕</p> <p>（新大分類Ⅰ 輸送・定置・建設機械運転従事者の中分類 64、新大分類Ⅱ 建設・採掘作業の中分類 68 及び中分類 69 へ移設）</p> <p>（新中分類 69 採掘作業の中分類 691 へ移設）</p>	<p>（旧中分類 73 定置機関・機械及び建設機械運転作業の中分類 739 から移設）</p> <p><u>Ⅰ-3 採掘・建設・労務作業</u></p> <p><u>75 採掘作業</u></p> <p>地表・地下・海辺・海底・沖合・河床などにおいて、各種の鉱物を機械・器具により採掘・採取する仕事、原油・天然ガスの採取、石油坑・温泉の開削などのためのボーリング、坑道の保持強化・充てん（填）坑内における資材・鉱物の運搬、鉱物の選別・破碎、採掘の仕事及び他に分類されない鉱物の掘採・採取に関連する仕事並びにダム・トンネルの掘削・掘進の仕事に従事するものをいう。</p> <p><u>751 採鉱員</u></p> <p>採鉱場において、鉱物（原油・アスファルト・可燃性天然ガスを除く）を採取するため、機械・器具を用いて坑道を掘進し、切羽を開き、採掘する仕事に従事するものをいう。</p> <p>ここで鉱物とは、金鉱・銀鉱・銅鉱・鉛鉱・そう鉛鉱・すず鉱・アンチモン鉱・水銀鉱・亜鉛鉱・鉄鉱・硫化鉄鉱・クロム鉄鉱・マンガン鉱・タングステン鉱・モリブデン鉱・ひ鉱・ウラン鉱・黒鉛・硫黄・石こう・重</p>	<p>機械を操作・運転するものと考えられることから、旧小分類 755 から移設する。</p> <p>新大分類「Ⅰ 輸送・定置・建設機械運転従事者」、「Ⅱ 建設・採掘作業」及び「Ⅲ 労務作業」に分割</p>

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（Ⅰ 輸送・定置・建設機械運転従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<p>（新中分類 69 採掘作業者の小分類 692 へ移設）</p>	<p>晶石・明ばん石・ほたる石・石綿・石灰石・ドロマイト・けい石・けい砂・長石・陶石・ろう石・滑石・耐火粘土（ゼーゲルコーン番号 31 以上の耐火度を有するものに限る）・がいろ目粘土・砂鉱（砂金・砂鉄・砂すず・その他沖積鉱床をなす金属鉱）・石炭（亜炭・せん石を含む）をいう。 坑内採鉱員；石灰石採鉱員；けい石採鉱員；けい砂採鉱員；滑石採鉱員；耐火粘土採鉱員；砂鉱採鉱員（砂金・砂鉄など）；採炭員 × 支柱員〔759〕；坑内運搬員〔759〕；発破員〔759〕</p> <p><u>752</u> 石切出作業者 採石場において、表土取り、削岩、石切り、大割りなどして、各種石材の切出しの仕事に従事するものをいう。 ここで、石・岩石とは、花こう岩（み影石）・せん緑岩・はんれい岩・かんらん岩・はん岩・ひん岩・輝緑岩・粗面岩・安山岩・玄武岩・れき岩・砂岩・けつ岩・粘板岩・ぎょう灰岩・片麻岩・じゃ紋岩・結晶片岩・ひる岩・ベントナイト・酸性白土・けいそう土・陶石・雲母をいう。 石切工（採石場）；採石工；採石大割工；石割工；大理石切出工；と石切出工 × 石工〔541〕；石灰石採鉱員〔751〕；滑石採鉱員〔751〕；けい石採鉱員〔751〕；発破員〔759〕</p>	
<p>（新中分類 69 採掘作業者の小分類 693 へ移設）</p>	<p><u>753</u> 砂利・砂・粘土採取作業者 砂利・砂・粘土などの採取場において、機械・器具を用いて砂利・砂・粘土鉱物（耐火粘土を除く）を採取する仕事に従事するものをいう。 砂利採取員；庭石採取員；玉石採取員；かわら土採取員；壁土採取員；バラスト採取員；磨き砂採取員；粘土採取員；ベントナイト採取員；酸性白土採取員；けいそう土採取員；絹雲母採取員 × 耐火粘土採鉱員〔751〕；けい砂採鉱員〔751〕</p>	
<p>（新中分類 68 土木作業従事者の小分類 683 へ移設）</p>	<p><u>754</u> ダム・トンネル掘削作業者 ダム・トンネルを作るため、さく（鑿）岩機械・器具を用いて、さく岩掘進の仕事に従事するものをいう。 ダム掘削工；ダム掘進工；ずい（隧）道工；トンネル掘削工</p>	
<p>（新中分類 64 定置・建設機械運転従事者の小分類 645 及び 646 へ移設）</p>	<p><u>755</u> さく井・採油・天然ガス採取作業者 地上・海中において、地殻から石油・天然ガス・温泉（熱水・蒸気）・水を採取するための井戸掘削及び地質構造を調査するためのボーリングの仕事並びに自噴又は促進されて自噴するものの採油、坑井内へのガスの圧入</p>	<p>さく井・採油・天然ガス採取作業に関する仕事は、ほとんどが機械を操作・運転するものと考えられることから、新小分類 645 及び 646 へ移設する。</p>

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（Ⅰ 輸送・定置・建設機械運転従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<p>（新中分類 69 採掘作業者の小分類 699 へ移設）</p> <p>（新大分類 J 建設・採掘作業者の中分類 65 へ移設）</p> <p>（新中分類 65 建設躯体工事作業者の小分類 651 へ移設）</p> <p>（新中分類 65 建設躯体工事作業者の小分類 652 へ移設）</p>	<p>による採油、ポンプによる採油、ガス分離そう（槽）・附属圧縮機などを使用した油とガスの分離による採取の仕事、及びこれらを大タンクに送り込む仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。</p> <p>水井戸の機械掘り作業に従事するものも含まれる。</p> <p>井戸機械掘工；井戸ボーリング工；油井・ガス井機械掘工；ボーリング工（油井・ガス井）；試すい工；さく井工；ガスリフト採油工；汲油工；自噴採油工；準備工（石油）；送油機関士；送油工；弾丸せん（穿）孔技術工（石油）；採油ポンプ運転工；天然ガス採取工；天然ガス採取ポンプ運転工；水止工（油井）；やぐら大工（石油鉱山）；掘削やぐら工（油井・ガス井） ×井戸手掘工〔779〕</p> <p><u>759</u> その他の採掘作業者 小分類〔751～755〕に含まれない採鉱・採石に関連する仕事に従事するものをいう。</p> <p>支柱員；坑内運搬員；手選工；選鉱員；選炭員；バラスト製造工；シア ン化選鉱員；キャップランプ員；火薬員（採鉱・採石）；検岩員；坑内ガス 検査員；坑内ガス分析員；坑内軌道員；坑内雑役員；坑内通気員；坑内保 線員；発破員；保安員（鉱山）；坑内ボーリング員；坑内調査測量員 ×砕石工（山元を除く）〔549〕；電気保安工〔746〕；坑外運搬員〔792〕</p> <p><u>76</u> 建設躯体工事作業者 ビル、家屋などの建設工事に関連して、型枠の組立作業、とび（鳶）・鉄筋 組立てなどの躯体関係の仕事に従事するものをいう。</p> <p><u>761</u> 型枠大工 合板製型枠の作製並びに木、紙、合成樹脂、複合材及び金属製品等を用 いて、コンクリートを打ち込むための鋳型となる型枠及び支柱の組立て・ 取付けの作業、建造物の水平・垂直の確保の仕事に従事するものをいう。</p> <p>型枠大工；型枠工；木製型枠工；鋼製型枠工 ×木型大工〔663〕</p> <p><u>762</u> とび職 くい（杭）打・建方・足場組み・ひき家・家屋の解体・取り壊し・けた （桁）かけなどの仕事に従事するものをいう。</p> <p>とび；とび職；とび工；建築とび工；鉄骨とび工 ×鉄工〔553〕；アスファルト舗装工〔781〕；土木作業員〔781〕</p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（Ⅰ 輸送・定置・建設機械運転従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<p>（新中分類 65 建設躯体工事作業者の小分類 653 へ移設）</p>	<p><u>763</u> 鉄筋作業者 鉄筋の下ごしらえ、組立て、結束、切断、屈曲、成形等の仕事に従事するものをいう。 ただし、鉄筋コンクリート製品製造にかかる鉄筋作業者は小分類〔553〕に分類される。 鉄筋工；鉄筋切断工；鉄筋組立工；鉄筋成形工</p>	
<p>（新大分類 J 建設・採掘作業者の中分類 66 へ移設）</p>	<p><u>77</u> 建設作業者（建設躯体工事作業者を除く） ビル、家屋などの建設工事に関連して、ブロック積み・タイル張り・防水・屋根ふき・左官・配管・熱絶縁・畳の仕立作業などの中分類〔76〕に含まれない仕事に従事するものをいう。 ただし、鉄骨工・ダムやトンネルの掘削工・トタン屋根ふき工・建設機械運転工・電気工事業者・塗装工・土木業者・鉄道線路工事業者などは含まれない。</p>	
<p>（新中分類 66 建設作業者（建設躯体工事作業者を除く）の小分類 661 へ移設）</p>	<p><u>771</u> 大工 家屋などの築造・屋内造作などの木工事の仕事に従事するものをいう。 ただし、足場作り・棟上げ・柱の組立の仕事に専ら従事する建築とび工は小分類〔762〕に分類される。 大工；宮大工；大道具工（演劇） × 盤木大工〔599〕；木型大工〔663〕；指物大工〔664〕；家具大工〔664〕；船大工〔665〕；小道具工（演劇）〔729〕；型枠工〔761〕；建築とび工〔762〕</p>	
<p>（新中分類 66 建設作業者（建設躯体工事作業者を除く）の小分類 662 へ移設）</p>	<p><u>772</u> ブロック積・タイル張作業者 コンクリートブロック等を用いて各種構築物の築造又は改修のための積上げ・目地詰めの仕事及びタイル・テラコッタ・石材等を柱・壁・床・浴槽などにセメントモルタル・接着剤等を用いて張り付け又は目地詰めする仕事に従事するものをいう。 れんが積工；取なべ（鍋）れんが積工；れんが堀作工；ブロック積工；ブロック建築工（ブロック積）；築炉工；タイル張工（プラスチック以外）；タイル張左官；テラコッタ取付工；炉修工 × プラスチックタイル張工〔779〕；ゴム・プラスチック床張工〔779〕</p>	
<p>（新中分類 66 建設作業者（建設躯体工事作業者を除く）の小分類 663 へ移設）</p>	<p><u>773</u> 屋根ふき作業者</p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（Ⅰ 輸送・定置・建設機械運転従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<p>（新中分類 66 建設作業者（建設躯体工事作業者を除く）の小分類 664 へ移設）</p>	<p>かわらふき・スレートかわらふき・土居ふきなどの屋根ふき又はふきかえの仕事に従事するものをいう。 ただし、金属材による屋根ふきの仕事に従事するものは小分類〔554〕に分類される。 屋根ふき工；かや屋根ふき工；かわら屋根ふき工；かわら揚工；スレートかわら屋根ふき工；めんど（面戸）塗工 ×かわら製造工〔534〕；トタン屋根ふき工〔554〕</p>	
<p>（新中分類 66 建設作業者（建設躯体工事作業者を除く）の小分類 665 へ移設）</p>	<p><u>774</u> 左官 土・モルタル・プラスタ・漆くい（喰）・人造石等の壁材料を用いて、壁塗りなどの仕事に従事するものをいう。 左官；左官手元；壁塗り工；木舞かき工；モルタル塗り工；漆くい（喰）塗り工 ×タイル張左官〔772〕；コンクリート打工〔781〕</p>	
<p>（新中分類 66 建設作業者（建設躯体工事作業者を除く）の小分類 666 へ移設）</p>	<p><u>775</u> 畳職 畳の仕立て・はめ込み・畳表の裏返しの仕事に従事するものをいう。 畳工；畳屋；畳職；畳仕立工；畳裏返し；畳表替工 ×畳表製造工〔667〕；畳床製造工〔667〕</p>	
<p>（新中分類 66 建設作業者（建設躯体工事作業者を除く）の小分類 669 へ移設）</p>	<p><u>776</u> 配管作業者 ガス管・水道管・蒸気管・通風管・輸送管の取付け・寸法取り・管曲げ・継ぎ手付けの仕事に従事するものをいう。ビニル管の配管作業に従事するものも含まれる。 ただし、土管・コンクリート管の敷設、電線管の取付け・曲げの仕事に従事するものは含まれない。 配管工（プランバー）；スチーム配管工；ヒューム管接続工；鉄道車両配管工；ビニル配管工；パイプ工；水道工事工；ガス管配管工；造船銅工（配管工）；鉛管工；鉛工；プラント配管工；衛生配管工；空調配管工 ×銅工〔554〕；地下ケーブル配線工（送電線）〔742〕；地下ケーブル配線工（配電線）〔743〕；地下ケーブル配線工（通信線）〔744〕；保温工〔779〕；コンクリート管配管工〔781〕；土管敷設工〔781〕</p>	
<p>（新中分類 66 建設作業者（建設躯体工事作業者を除く）の小分類 669 へ移設）</p>	<p><u>779</u> その他の建設作業者 掘井戸・横井戸・掘抜井戸などの井戸手掘り、沈没船解体・海難救助などのための潜水、ガラスのはめ込みなど小分類〔771～776〕に含まれない建設の仕事に従事するものをいう。</p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（Ⅰ 輸送・定置・建設機械運転従事者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<p>（新大分類 J 建設・採掘作業者の中分類 68 へ移設）</p> <p>（新中分類 68 土木作業従事者の小分類 681 へ移設）</p> <p>（新中分類 68 土木作業従事者の小分類 682 へ移設）</p>	<p>井戸手掘工；潜水士；沈没船引上工；潜水ポンプ係；ガラスはめ込工； 建具ガラスはめ込工；ショーウインドーガラスはめ込工；止水工；防水工； 保温工；板ガラス切はめ込工；スタンドガラスはめ込工；自動車ガラスは め込工；室内装飾工；プレハブ建築パネル組立工；プラスチックタイル張 工；モルタル防水工；アスファルト防水工；保冷工；ゴム・プラスチック 床張工；じゅうたん張工；測量作業員；コンクリートはつり工；サッシ取 付工（金属製）；グラウト工；熱絶縁工 ×測量士〔053〕；コンクリートブロック製造工〔538〕；ボーリング工（油 井・ガス井）〔755〕；井戸機械掘工〔755〕；建物洗浄作業員〔801〕</p> <p>78 土木作業従事者 土砂の掘削・埋戻し、コンクリートの練りや充てん、道路の舗装、鉄道・軌 道のレールの敷設・保線などの仕事に従事するものをいう。</p> <p>781 土木作業員 建設現場又は土木工事現場で、土砂の掘削・根切り・埋戻し・締め固め、 コンクリートの練りや充てん、U字溝・コンクリート管などの埋設、道路 の修築・アスファルト舗装・コンクリート舗装などの仕事に従事するもの をいう。 土木作業員；コンクリート打工；土管敷設工；コンクリート管配管工； コンクリート練り工；レーキ作業員；アスファルト舗装作業員；コンクリ ート舗装作業員；タール散布工</p> <p>782 鉄道線路工事従事者 鉄道・軌道のレールの敷設・保線の仕事に従事するものをいう。 線路工事従事者；軌条工；森林軌道保線員；軌道掛；線路保安員</p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（J 建設・採掘作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<p>（新大分類 I 輸送・定置・建設機械運転従事者の中分類 64 へ移設）</p> <p>（新中分類 64 定置・建設機械運転従事者の小分類 642 へ移設）</p> <p>（新中分類 64 定置・建設機械運転従事者の小分類 643 へ移設）</p> <p>（新中分類 64 定置・建設機械運転従事者の小分類 644 へ移設）</p>	<p><u>I-1 製造・制作作業者</u></p> <p>（現行の中分類 51～72 については記載を省略）</p> <p><u>I-2 定置機関運転・建設機械運転・電気作業者</u></p> <p><u>73 定置機関・機械及び建設機械運転作業者</u> <u>蒸気機関・クレーン（起重機）などの定置機関・機械、及び掘削機械・整地機械などの</u> <u>建設機械の点検・調整・操作・運転の仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、定置機関・機械及び建設機械の修理・保全の仕事に従事するものは小分類〔572〕に分類される。</u></p> <p><u>731 ボイラー・オペレーター</u> <u>陸用蒸気機関の取扱い業務・保守・管理などの仕事に従事するものをいう。</u> <u>ボイラー・オペレーター（浴場を除く）；汽缶士；ボイラー技士；ボイラー工</u> <u>×ボイラー・オペレーター（浴場）〔354〕；機関員〔494〕；定置機関・機械修理・保全工〔572〕</u></p> <p><u>732 クレーン・ウィンチ運転作業者</u> <u>クレーン・デリック・揚貨装置・ウィンチなどの運転・点検・調整の仕事に従事するものをいう。</u> <u>クレーン運転工；天井走行クレーン運転工；浮クレーン運転工；装入クレーン運転工；巻上機（ウィンチ）運転工；電動ホイスト工；コンベア運転工；ベルトコンベア運転工；デリック操作工</u> <u>×ベンチレータ運転工〔733〕；トラッククレーン運転工〔734〕；ロープウェイ運転員〔739〕；坑外索道運転員〔739〕；スキーリフト運転員〔739〕；リフト運転員〔739〕；玉掛技能工〔739〕</u></p> <p><u>733 ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転作業者</u> <u>ポンプ・ブロワー・コンプレッサーの点検・調整・運転の仕事に従事するものをいう。</u></p>	<p>旧大分類「I-1 製造・制作作業者」の中分類（51～72）を廃止して、新大分類「H 生産工程作業者」を新設し、新中分類（49～59）を新設する。</p>

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（J 建設・採掘作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<p>（新中分類 67 電気工事作業者の小分類 671 へ移設）</p>	<p><u>発電員；水力発電員；発電タービン工；水力発電保守員；火力発電保守員；火力発電員；原子力発電員；原子力発電保守員；変電員；変電保守員；送電員；発電機運転工；配電盤工（発電・変電）；給電員</u> ×電気メータ検針員〔299〕；原動機運転員〔739〕；電気工事作業者〔746〕</p>	
<p>（新中分類 67 電気工事作業者の小分類 672 へ移設）</p>	<p><u>742 送電線架線・敷設作業者</u> <u>送電線の架設・敷設・接続・保守の仕事に従事するものをいう。</u> <u>送電線電工；地下ケーブル配線工（送電線）</u> ×電気工事作業者〔746〕</p>	
<p>（新中分類 67 電気工事作業者の小分類 673 へ移設）</p>	<p><u>743 配電線架線・敷設作業者</u> <u>配電線の架設・敷設・接続・保守の仕事に従事するものをいう。</u> <u>外線電工；地下ケーブル配線工（配電線）</u> ×内線電工〔746〕</p>	
<p>（新中分類 67 電気工事作業者の小分類 674 へ移設）</p>	<p><u>744 通信線架線・敷設作業者</u> <u>通信線の架設・敷設・接続・保守の仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、屋内の通信線配線工事の仕事に従事するものは小分類〔745〕に分類される。</u> <u>通信線架線工；電話架線工；外線工（通信線）；地下ケーブル配線工（通信線）；地下通信線配線工；海底ケーブル敷設工；通信線配線工（屋外）</u> ×電気工事作業者〔746〕</p>	
<p>（新中分類 67 電気工事作業者の小分類 675 へ移設）</p>	<p><u>745 電気通信設備工事作業者</u> <u>送信機・受信機・中継装置・電話機・交換機の据付け・保守の仕事に従事するものをいう。</u> <u>屋内の通信線配線工事作業に従事するものも含まれる。</u> <u>電信機据付工；送信機据付工；受信機据付工；電話機据付工；中継機据付工；交換機据付工；電信機保守工；電話機保守工；通信線配線工（屋内）</u> ×電気工事作業者〔746〕</p>	
<p>（新中分類 67 電気工事作業者の小分類 676 へ移設）</p>	<p><u>746 電気工事作業者</u> <u>電灯・電気照明設備などの配線・保守、電気照明装置・電気機械装置の据付け・保守の仕事に従事するものをいう。</u> <u>電気工事作業者；電気工事士；屋内電気工事作業者；船舶配線工；航空機配線工；鉄道車両配線工；電気保安工；内線電工；電灯線修理工；電気設備工；照明器取付工；電気機械据付工；放送装置保守工；舞台配電係</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（ J 建設・採掘作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<p style="text-align: center;">J 建設・採掘作業者</p> <p>建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事に従事するものをいう。</p> <p style="text-align: center;">65 建設躯体工事作業者</p> <p>ビル、家屋などの建設工事に関連して、型枠の組立作業、とび（鳶）・鉄筋組立てなどの躯体関係の仕事に従事するものをいう。</p> <p>651 型枠大工</p> <p>合板製型枠の作製並びに木、紙、合成樹脂、複合材及び金属製品等を用いて、コンクリートを打ち込むための鑄型となる型枠及び支柱の組立て・取付けの作業、建造物の水平・垂直の確保の仕事に従事するものをいう。</p> <p>型枠大工；型枠工；木製型枠工；鋼製型枠工</p> <p>×木型大工〔536〕</p> <p>652 とび職</p> <p>くい（杭）打・建方・足場組み・ひき家・家屋の解体・取り壊し・けた（桁）かけなどの仕事に従事するものをいう。</p> <p>とび；とび職；とび工；建築とび工；鉄骨とび工</p> <p>×鉄工〔525〕；アスファルト舗装工〔681〕；土木作業員〔681〕</p> <p>653 鉄筋作業者</p> <p>鉄筋の下ごしらえ、組立て、結束、切断、屈曲、成形等の仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、鉄筋コンクリート製品製造にかかる鉄筋作業者は小分類〔525〕に分類される。</p> <p>鉄筋工；鉄筋切断工；鉄筋組立工；鉄筋成形工</p> <p style="text-align: center;">66 建設作業者（建設躯体工事作業者を除く）</p>	<p>×電気機械修理工〔581〕；電気器具内部配線工〔589〕；照明係（舞台・撮影所）〔729〕；発電員〔741〕；配電盤工（発電・変電）〔741〕；送電線電工〔742〕；地下ケーブル配線工（送電線）〔742〕；地下ケーブル配線工（配電線）〔743〕；外線電工〔743〕；電信機据付工〔745〕；電話機据付工〔745〕</p> <p>（旧大分類 I 生産工程・労務作業者の亜大分類 I - 3 採掘・建設・労務作業者の中分類 76 から移設）</p> <p>（旧中分類 76 建設躯体工事作業者の小分類 761 から移設）</p> <p>（旧中分類 76 建設躯体工事作業者の小分類 762 から移設）</p> <p>（旧中分類 76 建設躯体工事作業者の小分類 763 から移設）</p> <p>（旧大分類 I 生産工程・労務作業者の亜大分類 I - 3 採掘・建設・労務作業</p>	<p>生産工程とは異質の業種であることから大分類として新設</p> <p>新大分類 J の中分類の順序について、採掘作業者の就業者数は 26,000 人（H17 国勢調査結果）と少ないことから最後に位置付け、大分類名及び説明文も修正した。</p>

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（J 建設・採掘作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<p>ビル、家屋などの建設工事に関連して、ブロック積み・タイル張り・防水・屋根ふき・左官・配管・熱絶縁・畳の仕立作業などの中分類〔65〕に含まれない仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、鉄骨工・ダムやトンネルの掘削工・トタン屋根ふき工・建設機械運転工・電気工事業者・塗装工・土木業者・鉄道線路工事業者などは含まれない。</p> <p>661 大工 家屋などの築造・屋内造作などの木工事の仕事に従事するものをいう。 ただし、足場作り・棟上げ・柱の組立の仕事に専ら従事する建築とび工は小分類〔652〕に分類される。 大工；宮大工；大道具工（演劇） × 盤木大工〔554〕；木型大工〔536〕；指物大工〔536〕；家具大工〔536〕；船大工〔536〕；小道具工（演劇）〔539〕；型枠工〔651〕；建築とび工〔652〕</p> <p>662 ブロック積・タイル張作業者 コンクリートブロック等を用いて各種構築物の築造又は改修のための積上げ・目地詰めの仕事及びタイル・テラコッタ・石材等を柱・壁・床・浴槽などにセメントモルタル・接着剤等を用いて張り付け又は目地詰めする仕事に従事するものをいう。 れんが積工；取なべ（鍋）れんが積工；れんが塀作工；ブロック積工；ブロック建築工（ブロック積）；築炉工；タイル張工（プラスチック以外）；タイル張左官；テラコッタ取付工；炉修工 × プラスチックタイル張工〔669〕；ゴム・プラスチック床張工〔669〕</p> <p>663 屋根ふき作業者 かわらふき・スレートかわらふき・土居ふきなどの屋根ふき又はふきかえの仕事に従事するものをいう。 ただし、金属材による屋根ふきの仕事に従事するものは小分類〔526〕に分類される。 屋根ふき工；かや屋根ふき工；かわら屋根ふき工；かわら揚工；スレートかわら屋根ふき工；めんど（面戸）塗工 × かわら製造工〔532〕；トタン屋根ふき工〔526〕</p> <p>664 左官 土・モルタル・プラスタ・漆くい（喰）・人造石等の壁材料を用いて、壁塗りなどの仕事に従事するものをいう。</p>	<p>者の中分類 77 から移設)</p> <p>(旧中分類 77 建設作業者(建設躯体工事業者を除く)の小分類 771 から移設)</p> <p>(旧中分類 77 建設作業者(建設躯体工事業者を除く)の小分類 772 から移設)</p> <p>(旧中分類 77 建設作業者(建設躯体工事業者を除く)の小分類 773 から移設)</p> <p>(旧中分類 77 建設作業者(建設躯体工事業者を除く)の小分類 774 から移設)</p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（J 建設・採掘作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<p>左官；左官手元；壁塗り工；木舞かき工；モルタル塗り工；漆くい（喰）塗り工 ×タイル張左官〔662〕；コンクリート打工〔671〕</p> <p>665 畳職 畳の仕立て・はめ込み・畳表の裏返しの仕事に従事するものをいう。 畳工；畳屋；畳職；畳仕立工；畳裏返工；畳表替工 ×畳表製造工〔536〕；畳床製造工〔536〕</p> <p>666 配管作業者 ガス管・水道管・蒸気管・通風管・輸送管の取付け・寸法取り・管曲げ・継ぎ手付けの仕事に従事するものをいう。ビニル管の配管作業に従事するものも含まれる。 ただし、土管・コンクリート管の敷設、電線管の取付け・曲げの仕事に従事するものは含まれない。 配管工（プランパー）；スチーム配管工；ヒューム管接続工；鉄道車両配管工；ビニル配管工；パイプ工；水道工事工；ガス管配管工；造船銅工（配管工）；鉛管工；鉛工；プラント配管工；衛生配管工；空調配管工 ×銅工〔526〕；地下ケーブル配線工（送電線）〔671〕；地下ケーブル配線工（配電線）〔672〕；地下ケーブル配線工（通信線）〔673〕；保温工〔669〕；コンクリート管配管工〔681〕；土管敷設工〔681〕</p> <p>669 その他の建設作業者 掘井戸・横井戸・掘抜井戸などの井戸手掘り、沈没船解体・海難救助などのための潜水、ガラスのはめ込みなど小分類〔661～666〕に含まれない建設の仕事に従事するものをいう。 井戸手掘工；潜水土；沈没船引上工；潜水ポンプ係；ガラスはめ込工；建具ガラスはめ込工；ショーウィンドーガラスはめ込工；止水工；防水工；保温工；板ガラス切はめ込工；スタンドグラスはめ込工；自動車ガラスはめ込工；室内装飾工；プレハブ建築パネル組立工；プラスチックタイル張工；モルタル防水工；アスファルト防水工；保冷工；ゴム・プラスチック床張工；じゅうたん張工；測量作業者；コンクリートはつり工；サッシ取付工（金属製）；グラウト工；熱絶縁工 ×測量士〔093〕；コンクリートブロック製造工〔532〕；ボーリング工（油井・ガス井）〔645〕；井戸機械掘工〔645〕；建物洗浄作業員〔711〕</p>	<p>（旧中分類 77 建設作業者（建設躯体工事作業者を除く）の小分類 775 から移設）</p> <p>（旧中分類 77 建設作業者（建設躯体工事作業者を除く）の小分類 776 から移設）</p> <p>（旧中分類 77 建設作業者（建設躯体工事作業者を除く）の小分類 779 から移設）</p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（ J 建設・採掘作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<p style="text-align: center;">67 電気工事作業者</p> <p>送電線・配電線・通信線の架設・保守、電信機・電話機の据付け・保守、電灯・電気照明設備などの配線・保守、電気照明装置・電気機械器具の据付け・保守などの仕事に従事するものをいう。</p> <p><u>ただし、発電・変電・送電・配電装置の操作・監視・点検・保守の仕事に従事するものは小分類〔641〕に分類される。</u></p>	<p>（旧大分類 I 生産工程・労務作業者の亜大分類 I - 2 定置機関運転・建設機械運転・電気作業者の中分類 74 から移設）</p>	<p>電気工事に係る作業は建設作業との共通性が高いため旧中分類 74 からの移設</p>
<p>671 送電線架線・敷設作業者</p> <p>送電線の架設・敷設・接続・保守の仕事に従事するものをいう。</p> <p>送電線電工；地下ケーブル配線工（送電線）</p> <p>×電気工事作業者〔675〕</p>	<p>（旧中分類 74 電気作業者の小分類 742 から移設）</p>	
<p>672 配電線架線・敷設作業者</p> <p>配電線の架設・敷設・接続・保守の仕事に従事するものをいう。</p> <p>外線電工；地下ケーブル配線工（配電線）</p> <p>×内線電工〔675〕</p>	<p>（旧中分類 74 電気作業者の小分類 743 から移設）</p>	
<p>673 通信線架線・敷設作業者</p> <p>通信線の架設・敷設・接続・保守の仕事に従事するものをいう。</p> <p><u>ただし、屋内の通信線配線工事の仕事に従事するものは小分類〔674〕に分類される。</u></p> <p>通信線架線工；電話架線工；外線工（通信線）；地下ケーブル配線工（通信線）；地下通信線配線工；海底ケーブル敷設工；通信線配線工（屋外）</p> <p>×電気工事作業者〔675〕</p>	<p>（旧中分類 74 電気作業者の小分類 744 から移設）</p>	
<p>674 電気通信設備工事作業者</p> <p>送信機・受信機・中継装置・電話機・交換機の据付け・<u>端末設備等の接続・保守の仕事に従事するものをいう。</u></p> <p>屋内の通信線配線工事作業に従事するものも含まれる。</p> <p>電信機据付工；送信機据付工；受信機据付工；電話機据付工；中継機据付工；交換機据付工；<u>工事担任者（電気通信設備）</u>；電信機保守工；電話機保守工；通信線配線工（屋内）</p> <p>×電気工事作業者〔675〕</p>	<p>（旧中分類 74 電気作業者の小分類 745 から移設）</p>	<p>工事担任者（電気通信設備）について、説明文に業務内容を記載し、例示に記載をする。</p>
<p>679 その他の電気工事作業者</p> <p>電灯・電気照明設備などの配線・保守、電気照明装置・電気機械装置の据付け・保守の仕事に従事するものをいう。</p>	<p>（旧中分類 74 電気作業者の小分類 749 から移設）</p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（J 建設・採掘作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改定理由
<p>電気工事作業者；電気工事士；屋内電気工事作業者；船舶配線工；航空機配線工；鉄道車両配線工；電気保安工；内線電工；電灯線修理工；電気設備工；照明器取付工；電気機械据付工；放送装置保守工；舞台配電係×電気機械修理工〔552〕；電気器具内部配線工〔552〕；照明係（舞台・撮影所）〔592〕；発電員〔641〕；配電盤工（発電・変電）〔641〕；送電線電工〔671〕；地下ケーブル配線工（送電線）〔671〕；地下ケーブル配線工（配電線）〔672〕；外線電工〔672〕；電信機据付工〔674〕；電話機据付工〔674〕</p> <p>68 土木作業従事者 土砂の掘削・埋戻し、コンクリートの練りや充てん、道路の舗装、鉄道・軌道のレールの敷設・保線などの仕事、及びダム・トンネルの掘削・掘進の仕事に従事するものをいう。</p> <p>681 土木作業者 建設現場又は土木工事現場で、土砂の掘削・根切り・埋戻し・締め固め、コンクリートの練りや充てん、U字溝・コンクリート管などの埋設、道路の修築・アスファルト舗装・コンクリート舗装などの仕事に従事するものをいう。 土木作業員；コンクリート打工；土管敷設工；コンクリート管配管工；コンクリート練り工；レーキ作業員；アスファルト舗装作業員；コンクリート舗装作業員；タール散布工</p> <p>682 鉄道線路工事作業者 鉄道・軌道のレールの敷設・保線の仕事に従事するものをいう。 線路工事作業者；軌条工；森林軌道保線員；軌道掛；線路保安員</p> <p>683 ダム・トンネル掘削作業者 ダム・トンネルを作るため、さく（鑿）岩機械・器具を用いて、さく岩掘進の仕事に従事するものをいう。 ダム掘削工；ダム掘進工；ずい（隧）道工；トンネル掘削工</p> <p>69 採掘作業者 地表・地下・海辺・海底・沖合・河床などにおいて、各種の鉱物を手持機械・工具により採掘・採取する仕事、坑道の保持強化・充てん（填）坑内における資材・鉱物の運搬、鉱物の選別・破碎、採鉱の仕事及び他に分類されない鉱</p>	<p>（旧大分類Ⅰ 生産工程・労務作業者の亜大分類Ⅰ - 3 採掘・建設・労務作業者の中分類75及び中分類78から移設）</p> <p>（旧中分類78 土木作業従事者の小分類781から移設）</p> <p>（旧中分類78 土木作業従事者の小分類782から移設）</p> <p>（旧中分類75 採掘作業者の小分類754から移設）</p> <p>（旧大分類Ⅰ 生産工程・労務作業者の亜大分類Ⅰ - 3 採掘・建設・労務作業者の中分類75から移設）</p>	<p>採掘よりも土木作業との類似性が高いため移設</p> <p>本中分類には、手持の機械や工具を使用して各種の鉱物を採掘・採取する仕事に従事するものが該当することを明示するために語句を追加した。（以下、各小分類も同様）</p>

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（J 建設・採掘作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
<p>物の掘採・採取に関連する仕事に従事するものをいう。 <u>ただし、採掘現場において、専ら掘削機械、さく井機械、採油・天然ガス採取機械の操作・運転の仕事に従事するものは中分類〔69〕に分類される。</u></p> <p><u>691 採鉱員</u> 採鉱場において、<u>鉱業法第3条に掲げる鉱物（原油・アスファルト・可燃性天然ガスを除く）</u>を採取するため、<u>手持機械・工具</u>を用いて坑道を掘進し、切羽を開き、採掘する仕事に従事するものをいう。 坑内採鉱員；石灰石採鉱員；けい石採鉱員；けい砂採鉱員；滑石採鉱員；耐火粘土採鉱員；砂鉱採鉱員（砂金・砂鉄など）；採炭員 × 支柱員〔<u>699</u>〕；坑内運搬員〔<u>699</u>〕；発破員〔<u>699</u>〕；掘削機械運転工〔<u>645</u>〕</p> <p><u>692 石切出作業者</u> 採石場において、表土取り、削岩、石切り、大割りなどして、各種石材の切出しの仕事に従事するものをいう。 石切工（採石場）；採石工；採石大割り工；石割工；大理石切出工；と石切出工 × 石工〔<u>532</u>〕；石灰石採鉱員〔<u>691</u>〕；滑石採鉱員〔<u>691</u>〕；けい石採鉱員〔<u>691</u>〕；発破員〔<u>699</u>〕</p> <p><u>693 砂利・砂・粘土採取作業者</u> 砂利・砂・粘土などの採取場において、<u>手持機械・工具</u>を用いて砂利・砂・粘土鉱物（耐火粘土を除く）を採取する仕事に従事するものをいう。 砂利採取員；庭石採取員；玉石採取員；かわら土採取員；壁土採取員；バラスト採取員；磨き砂採取員；粘土採取員；絹雲母採取員 × 耐火粘土採鉱員〔<u>691</u>〕；けい砂採鉱員〔<u>691</u>〕</p> <p><u>699 その他の採掘作業者</u> 小分類〔<u>691</u>～<u>693</u>〕に含まれない採鉱・採石に関連する仕事に従事するものをいう。 支柱員；坑内運搬員；手選工；選鉱員；選炭員；バラスト製造工；シアン化選鉱員；キャップランプ員；火薬員（採鉱・採石）；検岩員；坑内ガス検査員；坑内ガス分析員；坑内軌道員；坑内雑役員；坑内通気員；坑内保線員；発破員；保安員（鉱山）；坑内ボーリング員；坑内調査測量員 × 砕石工（山元を除く）〔<u>532</u>〕；電気保安工〔<u>679</u>〕；坑外運搬員〔<u>702</u>〕</p>	<p>（旧中分類 75 採掘作業者の小分類 751 から移設）</p> <p>（旧中分類 75 採掘作業者の小分類 752 から移設）</p> <p>（旧中分類 75 採掘作業者の小分類 753 から移設）</p> <p>（旧中分類 75 採掘作業者の小分類 759 から移設）</p>	<p>さく井・採油・天然ガス採取作業に関する仕事は、ほとんどが機械を操作・運転するものと考えられることから、新中分類「64 定置・建設機械運転作業者」へ移設する。</p> <p>採掘する鉱物の種類により分類するわけではないため、鉱物の定義を個々に記載せず、参照箇所を記載する。</p> <p>掘削機械運転工が含まれないことを×例示で明示</p> <p>採掘する石や岩石の種類により分類するわけではないため、石や岩石について個々に具体例を記載することはやめる。</p>